

# 特集：犯罪のグローバル化と警察の取組み

## 特集に当たって

本年の警察白書の特集テーマは、「犯罪のグローバル化と警察の取組み」です。

経済や金融のグローバル化の進展や情報通信技術の発達により、ヒト・モノ・カネ・情報は、国境を越え、世界的規模で往来・流通しています。

このような環境は、国民の暮らしを快適かつ豊かにする一方、世界的規模で犯罪を容易かつ効率的に敢行することをもくろむ国際犯罪組織に悪用されています。

従前から、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪や、地縁や血縁を中核として結合した来日外国人犯罪組織による犯罪等について、警察では、「犯罪の国際化」として、その治安に対する脅威を指摘し、これに対応してきました。

来日外国人犯罪の情勢は、昭和から平成の初期まで比較的平穏に推移した後、平成3年ころから検挙件数・検挙人員ともに大きく上昇に転じましたが、17年ころからは減少傾向にあります。

しかし、最近の事例をみると、国際的強盗団による宝石強盗事件、多国籍犯罪グループによる組織的な自動車盗・密輸出事件、南アフリカにおけるナイジェリア人組織による身の代金目的の日本人誘拐事件等が発生しており、「犯罪の国際化」の次元を越えた質的な変化がみられ、数字だけでは把握できない治安に対する重大な脅威が現れてきている状況にあります。

すなわち、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透、犯罪組織の構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった、「犯罪のグローバル化」というべき状況がみられるのです。

来日外国人犯罪は、広域性・組織性・匿名性という特性を有しており、捜査に当たっては、これまで、実態把握、証拠収集、取調べ等に困難を伴うものでありましたが、「犯罪のグローバル化」という新しい要素が加わったことで、その困難性はより一層高まっています。すなわち、世界的規模で活動する犯罪組織が、世界各地に拠点を分散させ、そのネットワークの中で、役割分担や組織的サポートを行うことにより、組織の実態が更に不透明化・流動化するとともに、捜査対象が世界的規模で拡散するなどしています。

こうした情勢を踏まえ、この特集では、犯罪のグローバル化と警察の取組みについて取り上げることとし、第1節で犯罪のグローバル化の現状を概観し、第2節でこれに対する警察の取組みについて詳述した上で、第3節で今後の展望を提示しました。

警察では、「犯罪のグローバル化」に対応していくため、国際犯罪組織のみならず背後にあるネットワークやインフラをも解明・解体していくことを目的として、情報の収集、共有及び分析能力の強化を図るとともに、国内関係機関との連携強化、グローバルな国際協力体制の構築等の施策を推進するなどし、「犯罪のグローバル化」に対する日本警察の戦い方を再構築し、先手を打った対策を講じていきます。

この特集を通じて、国民の皆様は「犯罪のグローバル化」が治安に対する重大な脅威となっているとの認識を深めていただき、今後の警察の取組みに対して御理解と御協力をいただければ幸いです。

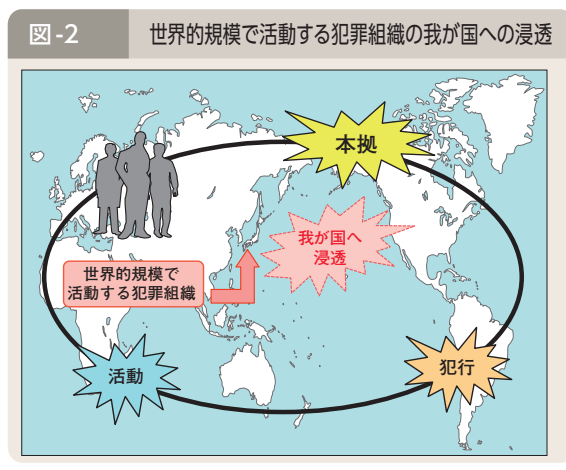
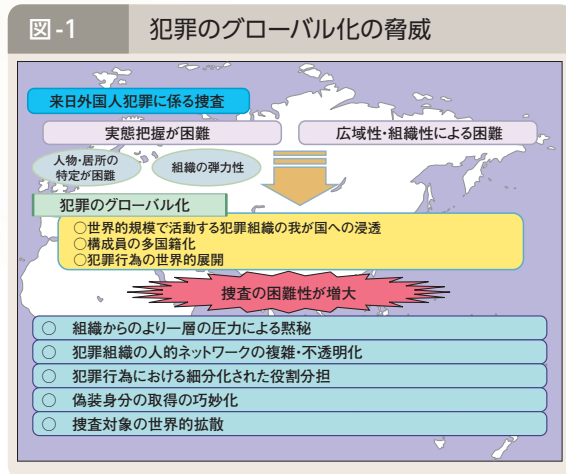
## 1 犯罪のグローバル化の状況

今日の我が国における来日外国人犯罪を取り巻く状況についてみると、来日外国人犯罪の検挙件数、検挙人員等の統計上の数字だけでは把握できない「犯罪のグローバル化」というべき状況がみられ、治安に対する重大な脅威となっている。

過去の来日外国人犯罪においても、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪や、地縁や血縁を中核として結合した来日外国人の犯罪等、治安を脅かす事案はみられた。しかし、最近の来日外国人犯罪は、単発的な犯罪が目立った平成の初期の状況とは全く異質のものであり、次の(1)から(3)のように、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透、犯罪組織の構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった特徴を持ち、より深刻度を増している。

### (1) 世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透

外国に本拠を置く犯罪組織が我が国に忍び寄っている状況は、以前からもみられたが、最近では、世界的規模で活動する犯罪組織が、我が国を新たな標的にするとともに、我が国の犯罪組織等と相互に連携・補完を図りつつ、より大規模かつ効率的に犯罪を敢行している。



### 事例 1

Case

ナイジェリア人の男(39)らは、平成18年ころから約3年間にわたって、海外に本拠を置くナイジェリア人犯罪組織から生カードやカードデータを入手し、クレジットカードを偽造した上で、偽造カードを用いて家電量販店等において電化製品等を大量にだまし取り、これを古物商等において換金していた。21年5月までに、ナイジェリア人10人、カナダ人1人及び日本人1人の計12人を支払用カード電磁的記録不正作出・同供用罪、詐欺罪等で逮捕した(愛知、岐阜)。

偽造に利用されたカードデータには、欧米で発行されたカードデータが含まれており、世界的規模でカード偽造等を敢行している犯罪組織が我が国にも偽造拠点を設けていることが判明した。

## 事例 2

Case

モンテネグロ人の男（42）らは、19年6月、東京都内の貴金属店に客を装って侵入し、店員に対して催涙スプレーを吹き付け、店内に陳列されていた2億8,000万円相当の貴金属を奪い取った。同男らは、欧州や中東等、世界各国の貴金属店等を対象に犯行を重ねている、「ピンクパンサー」と呼ばれる国際的武装強盗団の構成員とみられ、犯行後間もなく、国外に逃亡している。警察では、国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）<sup>（注1）</sup>及び関係する外国治安機関と緊密に連携を図りつつ、全容解明に向けて、22年5月現在も捜査中である。（関係警察：警視庁）

また、本件に関連して、中東系及び南米系の来日外国人が、同男らに対して、国内での宿泊場所や航空券の手配等の支援活動を行っていたことが判明しており、本件は、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透を示すものである。



被害に遭った貴金属店



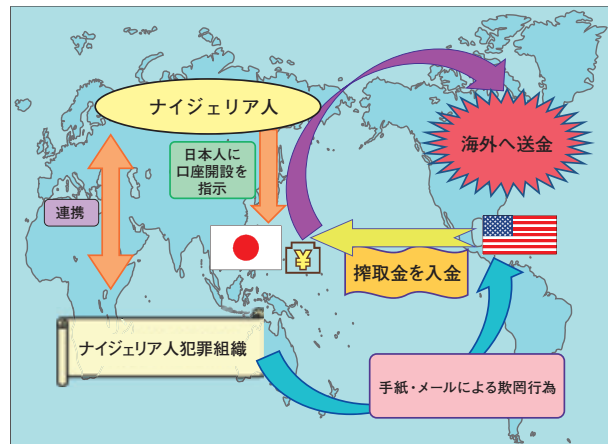
盗まれたティアラ

## 事例 3

Case

世界的規模で詐欺を敢行しているナイジェリア人犯罪組織と関係を有するナイジェリア人の男（41）らは、17年ころから、日本人数名に多数の銀行口座を開設させ、これらを米国を始めとする欧米で敢行している詐欺事件による詐欺金（総額約22億円）の入金先口座として活用し、詐欺金入金後はこれを我が国で引き出し、米国、カナダ、イギリス等の海外に送金するなど、マネー・ロンダリングを敢行していた。19年11月までに、ナイジェリア人の男及び日本人の男を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕したほか、この2人を含む14人を詐欺罪で逮捕した（埼玉、千葉）。

ナイジェリア人犯罪組織は、ナイジェリア詐欺<sup>（注2）</sup>と呼ばれる大規模な詐欺を世界的規模で敢行しており、本件からは、このようなグローバルな犯罪組織が我が国に浸透している状況がうかがわれる。



注1：International Criminal Police Organization-Interpol

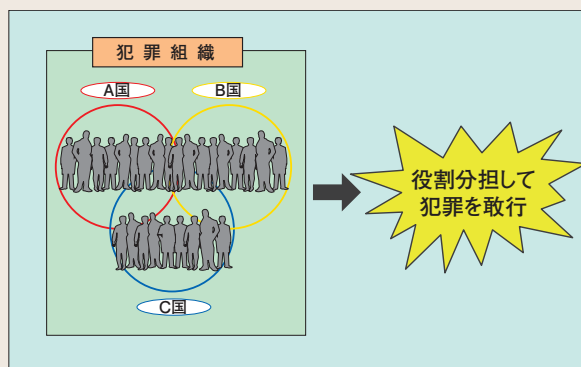
注2：大規模な資金洗浄や商談を持ち掛け、前渡し金や商品をだまし取る手口等で、ナイジェリアを舞台に世界的な広がりを見せ、ナイジェリア刑法で詐欺罪を規定している419条に抵触する犯罪であることから、「419詐欺」とも呼ばれる。



## (2) 構成員の多国籍化

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、従前は、地縁や血縁を中核にして結び付いていたものが主であった。最近では、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が、それぞれの特性を生かして、役割を分担するなど、国籍等にかかわらず結び付いており、犯罪組織の構成員が多国籍化している。

図-3 構成員の多国籍化



### 事例 1

Case



盗品を解体していたヤード



コンテナ詰めされた重機

パキスタン人の男(31)らは、平成14年1月から20年4月にかけて、1都6県において、不正に海外へ輸出する目的で、自動車、建設用重機等を対象とした約500件の窃盗を繰り返し、盗品をヤード(注)に持ち込み、解体の上、コンテナに詰めて海外へ輸出した。20年10月までに、パキスタン人6人、イギリス人1人、カメルーン人9人、スリランカ人11人及び日本人3人の計30人を窃盗罪等で逮捕した(埼玉、茨城、栃木)。

本件は、ヤードを経営するパキスタン人、カメルーン人及びスリランカ人が中心となり、窃盗実行犯として日本人が加わるなど、構成員が多国籍化した犯罪組織により敢行された。

### 事例 2

Case

ペルー人の男(24)らは、15年12月から20年4月にかけて、1都2府11県において、一般住宅等を対象として、約340件の窃盗事件を敢行した。20年9月までに、ペルー人2人、コロンビア人3人及び日本人1人の計6人を窃盗罪等で逮捕した(警視庁)。

同男らは、我が国に入国後、空き巣ねらいの指南を受けるうちに連携を強め、窃盗組織を形成し、一般住宅等を対象とした空き巣ねらいを繰り返していた。この組織は、運転手役、見張り役、実行犯等に役割分担し、効率的に犯罪を敢行するために多国籍化した犯罪組織である。

注：周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設

## 事例 3

Case

中国人の男(41)らは、20年6月から同年11月にかけて、1都2府11県の中国エステ店等においてスキミング<sup>(注)</sup>したカードデータを基に、クレジットカードを偽造した上で、偽造カードを用いて家電量販店等からパソコン、デジタルカメラ等の商品をだまし取り、これを換金した。21年11月までに、中国人15人、フィリピン人1人及び日本人26人の計42人を支払用カード電磁的記録不正作出・同供用罪、詐欺罪等で検挙した(警視庁、宮城、大阪、奈良)。

本件においては、中国人がカードデータのスキミング及び偽造カードの作成を行い、フィリピン人及び日本人が商品をだまし取るなど、犯罪組織内で役割分担をしており、様々な国籍の構成員が犯行に関わっている。

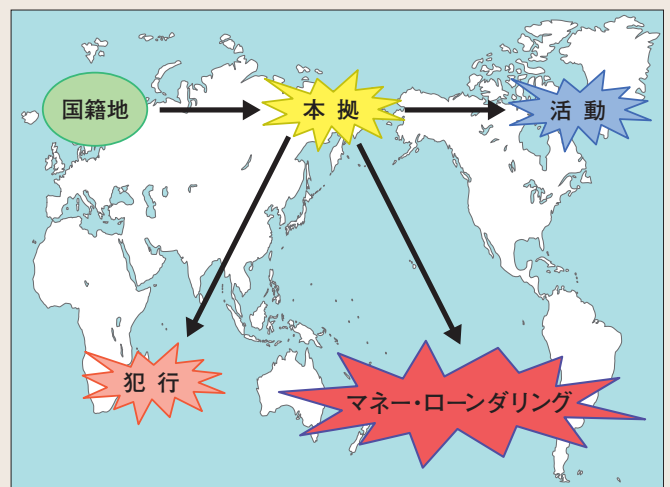


押収したカード類

## (3) 犯罪行為の世界的展開

犯罪行為の発生場所が日本国外に及ぶ事案は過去にもみられたものの、その地域は被疑者や被害者の出身地等であることが多かった。しかし、最近では、犯行関連場所が、日本国内にとどまらず2、3か国に及んだり、被疑者や被害者との関係を有しない地域であったりするなど、犯罪行為が世界的に展開されている。

図-4 犯罪行為の世界的展開



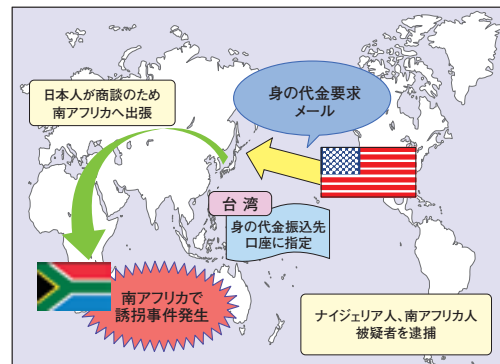
## 事例 4

Case

平成20年9月、商談名目で誘われて南アフリカを訪れた日本人の男性会社員(57)が、現地において誘拐され、米国の西海岸から発信された「身の代金50万ドルを台湾の銀行口座に振り込め」との電子メールが、同人が勤務する東京都内の会社あてに届いた。

南アフリカ警察は、事件発生から2日後に南アフリカ・ヨハネスブルグ郊外の住宅で、同人を無事救出するとともに、ナイジェリア人6人及び南アフリカ人1人の計7人を逮捕した。(関係警察：警視庁)

商談名目で呼び寄せた外国人を誘拐し、身の代金を要求する手口は、ナイジェリア等のアフリカ諸国で多く発生しており、逮捕された7人は、このような犯罪を敢行している国際犯罪組織の構成員とみられている。



注：真正なカードのデータをスキマー(磁気情報読取装置)を用いて読み取る行為

## コラム ① 国際犯罪組織と暴力団のつながり

暴力団は、近年、社会経済情勢に応じて資金獲得の方法を多様化させており、安定して資金を獲得するため、国際犯罪組織と連携し、組織的に犯罪を敢行している。その背景には、暴力団は日本国内の事情に通じている一方、国際犯罪組織は海外におけるネットワークを有しており、それぞれが連携することで安定した資金獲得が実現できるということが挙げられる。

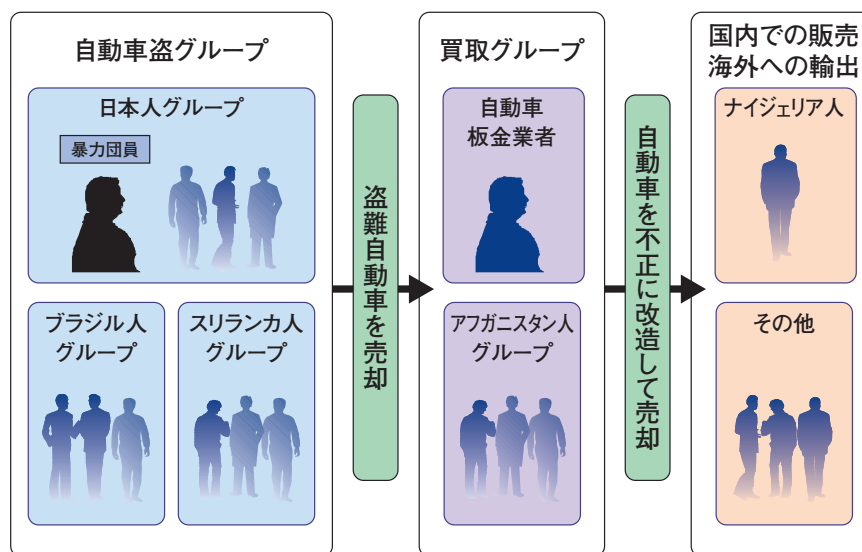
暴力団と国際組織犯罪とのつながりを示す事例として、次のようなものがある。

自動車板金業者（53）が中心となり、稲川会傘下組織構成員（30）らによる日本人窃盗グループのほか、ブラジル人窃盗グループ、スリランカ人窃盗グループ、アフガニスタン人買取グループ等が連携し、

- ・ 日本人窃盗グループ、ブラジル人窃盗グループ及びスリランカ人窃盗グループは、自動車を窃取し、盗難自動車を自動車板金業者のあっせんによりアフガニスタン人買取グループに売却する
- ・ 自動車板金業者及びアフガニスタン人買取グループは、自動車板金業者が経営する自動車修理工場において盗難自動車の車台番号を削るなどして不正に改造し、これらを国内で不正に販売したり、ナイジェリア人等に転売したりする
- ・ ナイジェリア人等は、海外に不正に輸出する

といった役割分担により、14年3月から19年7月にかけて、1都6県において、自動車盗等約1,100件（被害総額約15億7,500万円相当）を敢行した。

神奈川県警察及び静岡県警察は合同捜査本部を設置し、20年1月までに、自動車板金業者ら33人を逮捕し、これらの国際犯罪組織を壊滅させた。



## 2 犯罪のグローバル化の背景にある情勢

### (1) 来日外国人犯罪の情勢

#### ① 全般的傾向

平成21年中の来日外国人犯罪の検挙件数は2万7,836件、検挙人員は1万3,257人と、それぞれ前年より3,416件(10.9%)、628人(4.5%)減少した。しかし、来日外国人犯罪の情勢が比較的平穏に推移していた平成の初期までと比べると、件数が元年の約4.8倍、人員が元年の約2.9倍と大きく増加しており、来日外国人犯罪の検挙状況は、依然として高い水準にある。

図-5 来日外国人犯罪の検挙状況の推移(昭和60～平成21年)

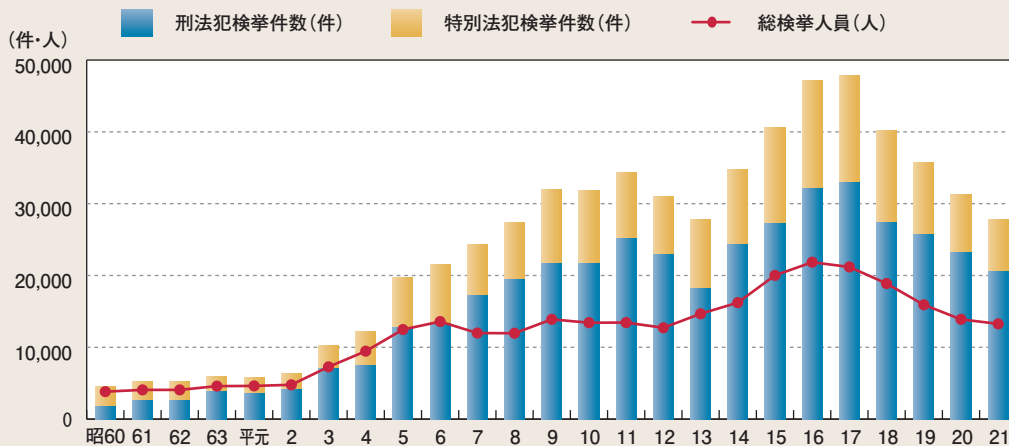


表-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移(平成12～21年)

年次		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
総検挙	件数(件)	30,971	27,763	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836
	人員(人)	12,711	14,660	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257
刑法犯	件数(件)	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561
	人員(人)	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190
特別法犯	件数(件)	8,024	9,564	10,488	13,357	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275
	人員(人)	6,382	7,492	8,522	11,282	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067

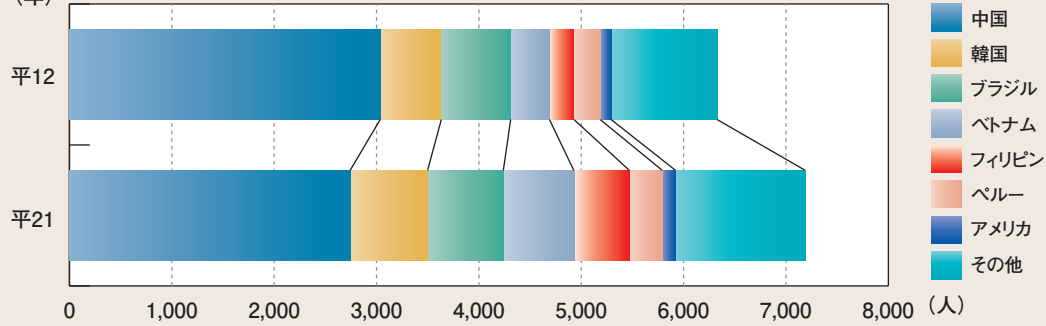
#### ② 国籍・地域・罪種別検挙状況

21年中の来日外国人刑法犯の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国が最も多く、検挙人員の約4割を占めている。来日外国人刑法犯の検挙人員は過去10年間で861人(13.6%)増加しており、特に、フィリピンは一貫して増え続けて約2.2倍となっているほか、ベトナムは約1.8倍となっている。

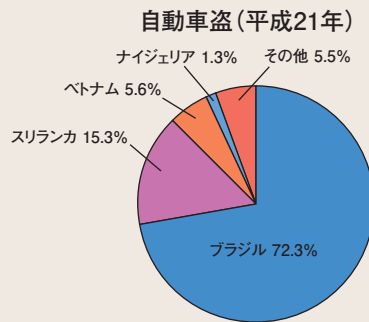
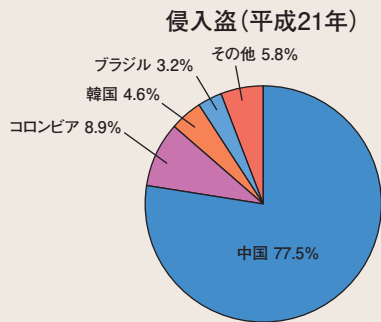
また、刑法犯検挙件数を罪種別にみると、侵入盗では中国が77.5%、自動車盗ではブラジルが72.3%となっているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なる。

図-6 来日外国人刑法犯の国籍・地域別検挙状況（平成12、21年）

刑法犯全体  
(年)



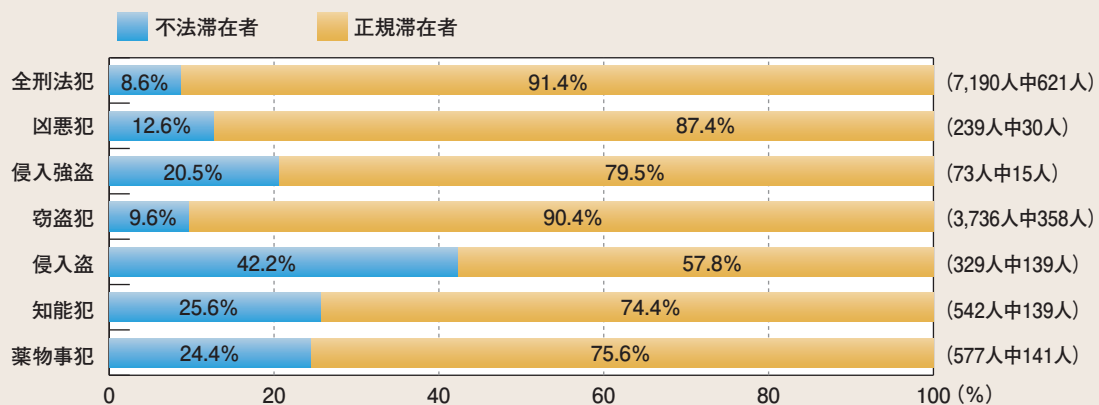
区分	国籍・地域別	中国	韓国	ブラジル	ベトナム	フィリピン	ペルー	アメリカ	その他	総数
平12	検挙人員(人)	3,038	590	682	377	241	261	102	1,038	6,329
	構成率(%)	48.0	9.3	10.8	6.0	3.8	4.1	1.6	16.4	100.0
平21	検挙人員(人)	2,747	750	744	689	541	318	131	1,270	7,190
	構成率(%)	38.2	10.4	10.3	9.6	7.5	4.4	1.8	17.7	100.0



### ③ 不法滞在者による犯罪

21年中の来日外国人刑法犯の検挙人員に占める不法滞在者<sup>(注)</sup>の割合は8.6%と、過去10年間で、16.7ポイント減少した。しかし、罪種別にみると、侵入盗では42.2%を占めているなど、国民が身近に不安を感じる犯罪への不法滞在者の関与が依然として高い水準にある。

図-7 来日外国人刑法犯の検挙人員に占める不法滞在者の割合（平成21年）



注：出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第3条違反の不法入国者、入国審査官から上陸の許可を受けずに本邦に上陸した不法上陸者及び適法に入国した後在留期間を経過して残留している者等の不法残留者



#### ④ 来日外国人刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合

21年中の来日外国人刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は61.6%と、日本人（16.3%）の約4倍に上る<sup>(注)</sup>。

来日外国人刑法犯の検挙件数は、過去10年間で2,386件（10.4%）減少しているものの、共犯事件は1,298件（11.4%）増加し、構成率では12.1ポイント上昇している。

罪種別にみると、侵入盗で共犯事件の割合が極めて高く、46.4%は4人組以上によるものである。このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人犯罪の組織化の傾向がうかがわれる。

図-8 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成21年）

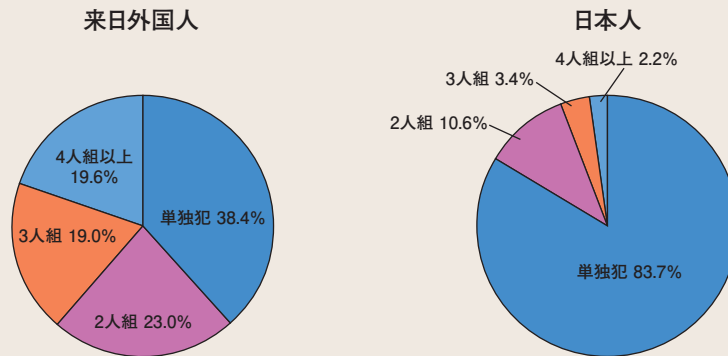
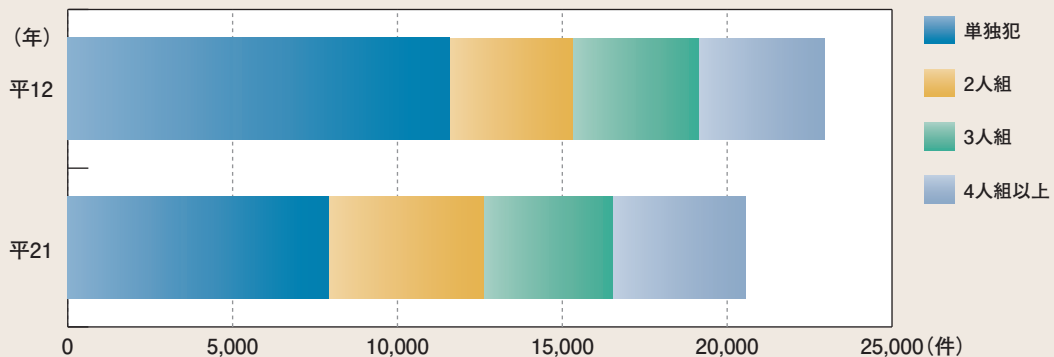


図-9 来日外国人刑法犯における共犯事件の割合（平成12、21年）



区分		犯行形態				総合計
		単独犯	2人組	3人組	4人組以上	
平12	検挙件数（件）	11,584	3,722	3,830	3,811	22,947
	構成率（%）	50.5	16.2	16.7	16.6	100.0
平21	検挙件数（件）	7,900	4,719	3,908	4,034	20,561
	構成率（%）	38.4	23.0	19.0	19.6	100.0

注：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

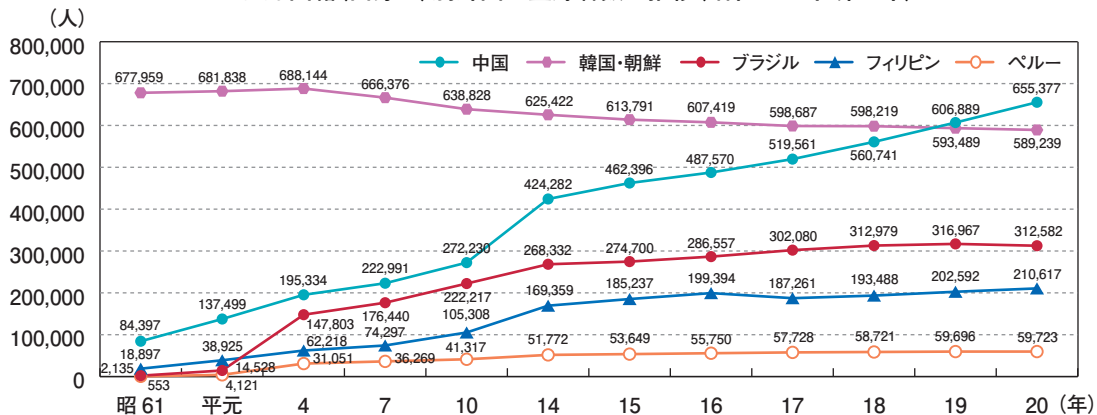
## コラム ② 我が国における外国人の在留等の状況

### (1) 外国人登録者の状況

外国人登録者数は、年々増加してきており、20年末現在、221万7,426人で過去最高を記録した。19年末と比べて6万4,453人(3.0%)、過去10年間で66万1,313人(42.5%)増加している。

国籍(出身地)別にみると、中国が65万5,377人で全体の29.6%を占め、以下、韓国・朝鮮が58万9,239人(26.6%)、ブラジルが31万2,582人(14.1%)と続いている。

主な国籍(出身地)別外国人登録者数の推移(昭和61～平成20年)



注1：法務省統計による。

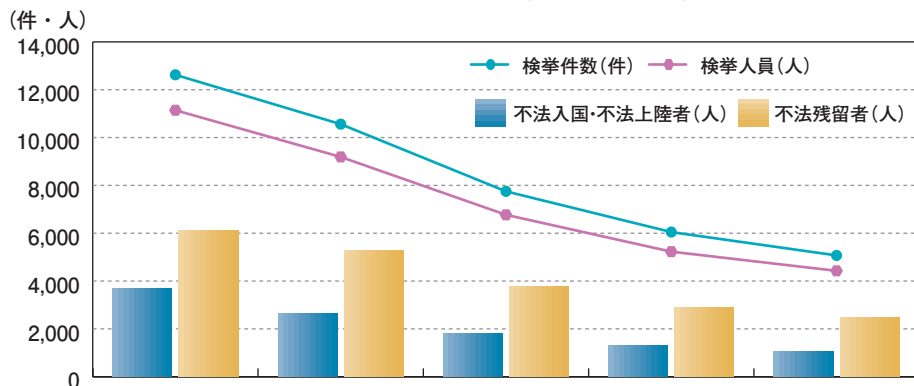
注2：昭和61年から平成14年にかけては3年ごとの数値、14年以降は毎年数値である。

### (2) 不法残留者等の状況

不法残留者数については、警察を含む関係機関による総合的な施策により減少しており、22年1月1日現在、9万1,778人と、過去10年間で14万3,443人(60.5%)減少した。

しかし、就労目的で来日する外国人は依然として多く、不法に就労する者も少なくない。さらに、不法に就労するよりも効率的に金銭を得ることができるとして、犯罪に手を染めるようになる者も後を絶たない状況である。このため、警察では、入管法に基づく入国警備官への被疑者の引渡しを推進しているほか、入国管理局との合同摘発を積極的に行うなど、取締りを強化している。

入管法違反の検挙状況の推移(平成17～21年)



区分	年次	17	18	19	20	21
検挙件数(件)		12,624	10,561	7,751	6,049	5,072
検挙人員(人)		11,143	9,191	6,770	5,230	4,428
不法入国・不法上陸者		3,704	2,661	1,804	1,315	1,057
不法残留者		6,146	5,283	3,769	2,894	2,504

## (2) 外国人犯罪を助長する犯罪インフラの実態

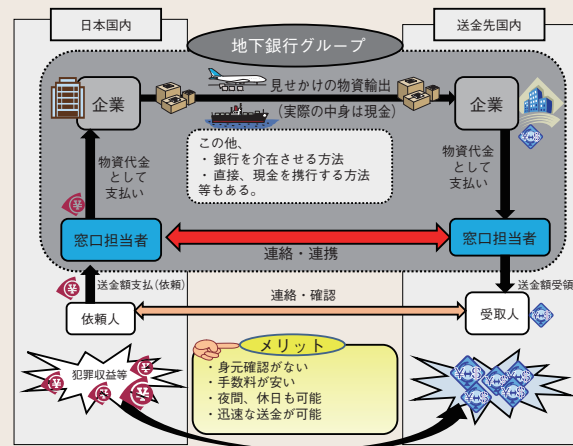
外国人犯罪を助長する犯罪インフラとは、不法入国・不法滞在を助長し、又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを容易にする基盤のことをいう。また、こうした犯罪インフラの構築に資する犯罪を犯罪インフラ事犯といい、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、旅券・外国人登録証明書等偽造、不法就労助長等がある。

犯罪のグローバル化が進む背景には、国際犯罪組織が、こうした犯罪インフラを利用して、各種犯罪を効率的に敢行している状況がある。

### ① 地下銀行

地下銀行とは、銀行業を営む資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。地下銀行は、不法滞在者等が不法就労等で得た収益を海外の家族等に送金したり、国際犯罪組織が国内で得た犯罪収益等を海外に送金したりするのに利用されている。

図-10 地下銀行の送金システム



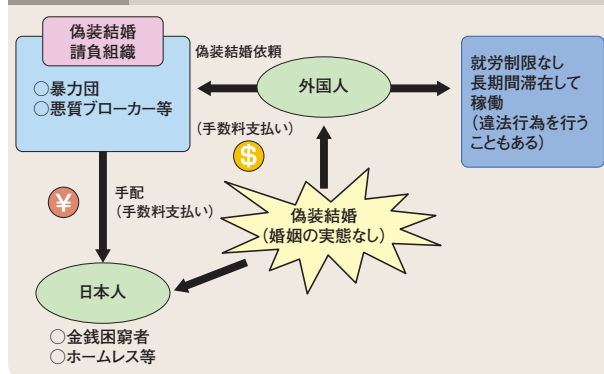
### 事例 Case

ベトナム人の男(35)は、平成18年1月ころから21年3月ころにかけて、30都道府県の不法滞在等のベトナム人等約1,000人から送金の依頼を受け、約8億7,000万円をベトナムに対し不正に送金していた。21年5月、銀行法違反(無免許営業)で逮捕した(愛知)。

### ② 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」の在留資格を得る目的で、日本人との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することをいい、その行為は、公正証書原本不実記載・同行使罪等に当たる。偽装結婚には、暴力団や悪質ブローカー等の請負組織が介在しており、その違法な資金獲得手段となっている。

図-11 偽装結婚



### 事例 Case

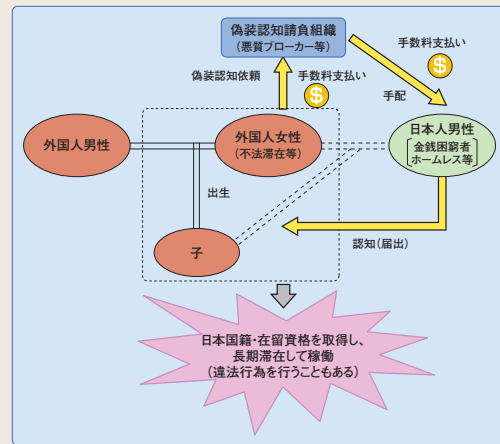
ベトナム生まれの日本人の男(53)らは、17年ころから、ベトナムの現地ブローカーを通じて、偽装結婚希望者を募集するとともに、金銭に困窮している日本人に対して、報酬を支払うことを条件に偽装結婚の相手方として勧誘していた。その上で、日本での就労を希望するベトナム人男女に日本人配偶者としての在留資格を得させるため、ベトナム人男女と日本人の偽装結婚5組をあっせんした。21年9月までに、ベトナムから帰化した者を含め、日本人9人及びベトナム人5人を公正証書原本不実記載・同行使罪等で逮捕した(宮城、福島)。

### ③ 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、公正証書原本不実記載・同行使罪等に当たる。

21年1月に国籍法の一部を改正する法律が施行され、出生後に日本国民から認知された子は、父母の婚姻の有無を問わず、届出により日本国籍の取得が可能となった。これにより、子が日本国籍を取得すれば、母親である外国人女性は日本国籍の子の養育者として在留資格を取得できることとなったため、今後、虚偽の認知届出及び国籍取得届出が増加するおそれがある。

図-12 偽装認知



#### 事例

Case

短期滞在中のフィリピン人の女(31)は、21年4月から同年8月にかけて、日本での長期在留資格を得るため、フィリピン人の男との間で生まれた子を日本人の男(55)が認知したとする内容虚偽の認知届等を市役所に提出した上、内容虚偽の国籍取得届を地方法務局に提出するなどした。同年10月、同女ら2人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪、偽造有印私文書行使罪、国籍法違反(虚偽の届出)で逮捕した(警視庁)。

### ④ 旅券・外国人登録証明書等偽造

旅券・外国人登録証明書等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転免許保有者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、外国人登録証明書、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

#### 事例

Case

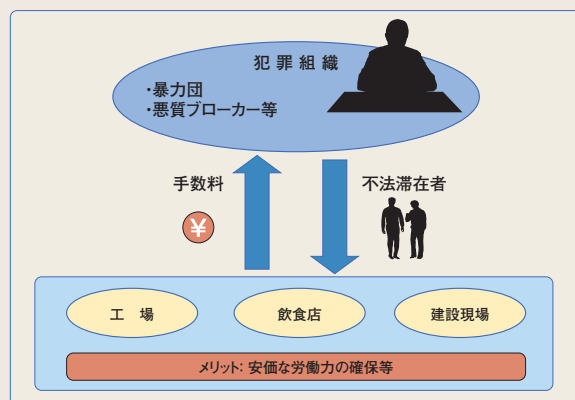
不法残留の中国人の男(33)らは、旅券、外国人登録証明書等を大量に偽造し、不法滞在の中国人や韓国人に対して、販売していた。21年9月までに、偽造の実行犯や顧客の中国人33人及び韓国人6人を有印公文書偽造・同行使罪、入管法違反(不法残留)等で逮捕した(警視庁、静岡、埼玉)。

### ⑤ 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法等に抵触する。

不法就労助長については、安価な労働力の確保を求める各種事業者やこれを仲介して利益を得るブローカーのほか、暴力団が関与するものが見られる。

図-13 不法就労助長





## コラム ③ 兵庫県警察におけるヤード対策

ヤードとは、周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設のことをいい、農村部を中心として日本全国に多数点在している。警察では、ヤードの一部が犯罪の温床となっている状況がみられることから、取締りを強化するほか、各種対策を推進している。

兵庫県警察では、一部のヤードが国際犯罪組織による盗難自動車等の解体・不正輸出のための作業場となっているほか、不法滞在者の稼働・い集場所や薬物の使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となっている状況がみられることなどから、このまま放置すれば新たな治安上の脅威になるとして、ヤードの実態解明等の諸対策を推進している。

### (1) ヤードの現状

兵庫県警察では、20年8月以降、特定の車種の自動車を対象とした窃盗事件の捜査において、関係府県警察と共に、ヤード等に対する捜索を数回実施し、日本人、ナイジェリア人、カメルーン人等6か国の46人を窃盗罪、盗品運搬罪、入管法違反（不法残留）等で検挙した。

また、21年4月、ヤードで稼働していたナイジェリア人2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕したほか、同年10月、その後の突き上げ捜査により判明した、別のヤードの日本人経営者やナイジェリア人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕した。

これらの捜査により、一部のヤードが国際犯罪組織による犯罪の温床となっている実態が判明した。

### (2) ヤード対策の推進

兵庫県警察では、一部のヤードが犯罪の温床となっている現状を踏まえ、関係機関と情報交換を行っている。また、21年11月、兵庫県警察ヤード対策本部を設置して、ヤードに関する情報収集活動を強化することにより、その実態を解明し、関連する違法行為の取締り、不法滞在者の検挙を徹底するなどの対策を推進している。



兵庫県内に所在するヤード群



ヤード内を捜索する捜査員

### 3 各種犯罪のグローバル化

#### (1) 薬物銃器犯罪のグローバル化

##### ① 来日外国人による薬物事犯

###### ア 国籍・地域別の検挙人員

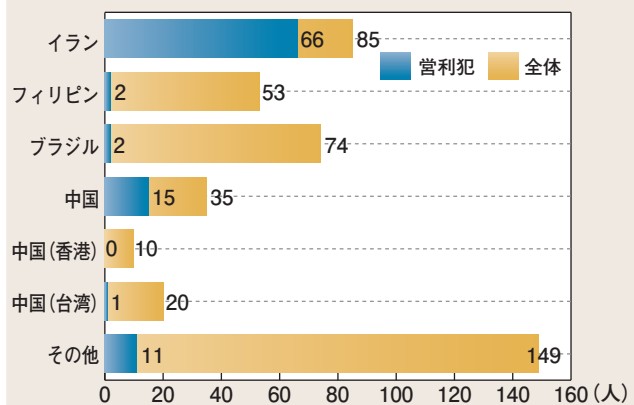
平成21年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は577人と、前年より45人(7.2%)減少したが、覚せい剤事犯の検挙人員は増加し、全薬物事犯の73.8%を占めている。国籍・地域別にみると、イラン、フィリピン及びブラジルの比率が高く、3か国で全体の43.8%を占めている。

###### イ イラン人薬物密売組織等の検挙状況

21年中のイラン人の覚せい剤事犯検挙人員は85人と、前年より16人(15.8%)減少した。このうち、営利犯<sup>(注1)</sup>は77.6%を占め、他の国籍・地域の者と比べると著しく高率であり、依然としてイラン人が覚せい剤の密売に深くかかわっている状況がうかがわれる。

また、最近では、イラン人だけでなく、多国籍化した犯罪組織が密売を敢行する事案もみられる。

図-14 来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員に占める営利犯(平成21年)



#### 事例 Case

19年11月、日系ブラジル人の男(37)を覚せい剤取締法違反(譲渡)で逮捕した際に、同男が薬物密売組織の一員であることを供述したため、内偵捜査を実施した結果、20年6月、フィリピン人の女(40)ら4人を覚せい剤取締法違反(営利目的所持等)で逮捕(同女については、同年10月、麻薬特例法<sup>(注2)</sup>違反(業として行う譲渡)に訴因変更)した。捜査の結果、同組織は、フィリピン人、イラン人、日系ブラジル人から構成され、茨城県等の関東数県において、覚せい剤、大麻、コカイン等の複数の薬物を密売していた実態を解明するに至った(茨城)。

#### コラム ④ 外国における日本人の薬物犯罪の検挙

日本において来日外国人が薬物犯罪で検挙されるのと同様に、外国において日本人が薬物犯罪で検挙される事例も存在する。典型的な事例としては、外国の空港の税関検査において、スーツケースの中に大量の覚せい剤等の薬物を隠匿していた事実で検挙されるというものである。この場合、検挙された国の法令に従って裁判を受けることとなるが、薬物犯罪に対して刑罰の最高刑である死刑が規定されている国も存在する。

日本人の男(67)ら3人は、15年6月から同年7月にかけて、中国国内で入手した覚せい剤約5キログラムを日本に密輸しようとして、中国において麻薬密輸等の罪でそれぞれ死刑判決を受け、22年4月、同人らに対する死刑が相次いで執行された。中国の刑法においては、違法薬物の密輸等に関する罪に死刑の規定を設けるなど、薬物犯罪を厳罰で臨むべき重大な犯罪と位置付けている。

注1：営利目的所持、営利目的譲渡及び営利目的譲受け

注2：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

## ② 薬物密輸入事件の情勢

21年中の薬物密輸入事件の検挙件数は260件と、前年より61件（30.7%）増加した。我が国で乱用される薬物の大半は、国際的な薬物犯罪組織の関与の下に密輸入されている。

21年中の覚せい剤密輸入事件についてみると、検挙件数は164件、検挙人員は219人と、それぞれ前年より大幅に増加し、過去10年間で最高となった。この背景には、従来からの船舶を利用した大量密輸入事件に加え、薬物犯罪組織が募った運び屋が航空機の手荷物内に隠匿したり、身体に巻き付けたりするなどして密輸入を行う携帯密輸事犯が増加していることが挙げられる。

最近の携帯密輸事犯についてみると、イラン人等の薬物犯罪組織が多様な国籍の外国人を運び屋として雇い、中国、香港、台湾だけでなく、東南アジア、アフリカ等を仕出地として、覚せい剤等の密輸を世界的に敢行している状況がうかがえる。

表-2 覚せい剤密輸入事件の検挙状況の推移（平成12～21年）

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
検挙件数（件）		45	46	16	47	102	27	63	65	77	164
うち携帯密輸事犯		26	17	8	21	74	17	40	46	49	127
検挙人員（人）		68	56	20	65	120	40	77	90	97	219

### 事例

Case

シンガポール人の女（46）は、21年1月、マレーシア・クアラルンプール国際空港から成田国際空港に到着した際の税関検査において、スーツケースの二重底内に覚せい剤約1キログラムを隠匿して日本国内に持ち込もうとした。同日、覚せい剤取締法違反（密輸入）等で逮捕した。女は、「マレーシアでイラン人から報酬2,000ドルで違法な薬物を運ぶよう頼まれた。日本に着いたら、別の者が薬物を取りに来ることになっていた」と供述した（千葉）。

## ③ けん銃等密輸入事件の情勢

日本で押収されるけん銃の大半が海外で製造され、国内に流入していることから、税関、海上保安庁等の関係機関と連携を図り、水際対策の強化を図るとともに、けん銃等密輸入事件（予備を含む）の一体的な取締りを推進している。

けん銃等密輸入事件の検挙状況の推移は、表-3のとおりである。

表-3 けん銃等密輸入事件の検挙状況の推移（平成12～21年）

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
検挙件数（件）		6(5)	2(1)	5(3)	13(8)	4(3)	3(2)	6(2)	6(3)	3(1)	4(1)
検挙人員（人）		18(17)	5(3)	7(5)	17(10)	5(4)	5(4)	14(8)	7(4)	3(1)	4(1)
押収丁数（丁）		114	0	10	13	4	4	12	3	1	1

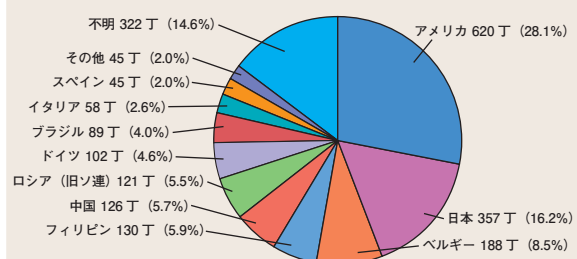
注1：検挙件数及び検挙人員には、けん銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

2：「検挙件数」欄及び「検挙人員」欄の（ ）内は、けん銃密輸入事件（予備を含む。）の検挙件数及び検挙人員を内数で示す。

最近5年間で押収した真正けん銃2,203丁を製造国別で見ると、アメリカ製が620丁（28.1%）と最も多い。次いで、日本製が357丁（16.2%）、ベルギー製が188丁（8.5%）、フィリピン製が130丁（5.9%）となっており、欧米を始めとする世界各国のけん銃が日本に流入している状況がうかがえる。

なお、日本製の真正けん銃は、旧日本軍が使用していた軍用けん銃が大半である。

図-15 押収した真正けん銃の製造国別の内訳（平成17～21年）

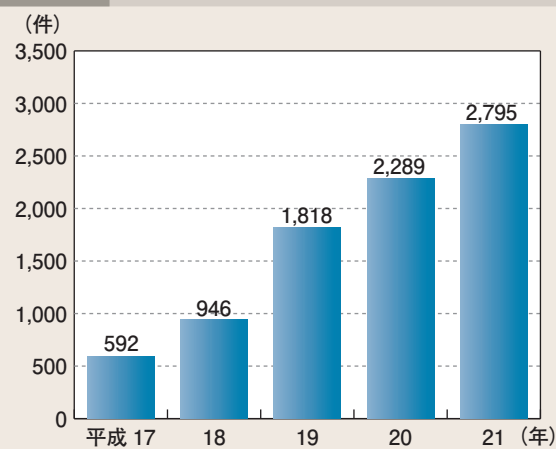


## (2) サイバー犯罪のグローバル化

インターネットは、日本国内のみにとどまるものではなく、海外にも広がっていることから、海外からの不正アクセス行為等の国境を越えたサイバー犯罪が発生している。平成21年中の海外からの不正アクセス行為の認知件数は40件であり、主な不正アクセス元は、中国、韓国であった。

また、インターネット上には児童ポルノ画像等の違法情報を掲載するウェブサイトや電子掲示板が多数存在し、これらの中には、海外のウェブサーバに蔵置されているものもある。21年中にインターネット・ホットラインセンター(34、76頁参照)が違法情報と分析した件数のうち、5,419件が海外のウェブサーバに蔵置されていた。

図-16 不正アクセス行為の認知件数の推移(平成17～21年)



### 事例 1

Case

中国人の男(28)は、19年2月から21年3月にかけて、プロキシサーバ(代理サーバ)を国内で立ち上げ、海外からのアクセスを制限している日本国内のサーバに対し、中国を始めとする海外等の利用者からの通信を中継させて報酬を得ていた。同年8月、電気通信事業法違反(無届)で検挙した。本事件で使用されたプロキシサーバは、20年9月に発生したインターネット・オークションのサイトに対する不正アクセス行為にも用いられていることから、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反についても、22年5月現在、捜査中である(愛知)。

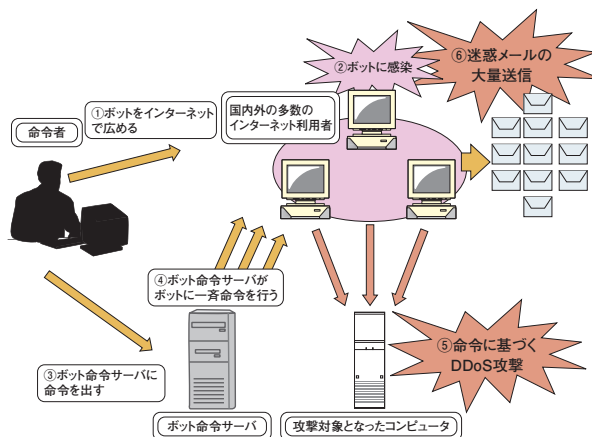
### 事例 2

Case

ぱちんこ店従業員の日本人の男(37)らは、20年9月から21年2月にかけて、米国のウェブサーバに児童ポルノ等の画像を蔵置し、インターネット上で公開し、児童ポルノ等の画像を不特定多数のインターネット利用者に関連させた。同年6月、わいせつ図画公然陳列罪及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(公然陳列)で逮捕した(神奈川)。

## コラム ⑤ ボットネット

ボットネットとは、攻撃者の命令に基づき動作するコンピュータ・ウイルス(ボット)に感染したコンピュータ及びこれらのコンピュータに攻撃者の命令を送信する命令サーバからなるネットワークのことをいい、国内外の十数万台のコンピュータから構成されるものも観測されている。ボットネットは、攻撃者の一度の命令で多数のコンピュータが動作するという特徴を持つことから、DDoS攻撃(注1)やフィッシング(注2)目的の迷惑メールの大量送信等に使用することも可能であり、その攻撃等を停止させることは困難である。



注1: Distributed Denial of Service 攻撃の略。特定のコンピュータに対し、複数のコンピュータから大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能とするサイバー攻撃

2: 金融機関を装って電子メールを送信するなどして、受信者が偽のウェブサイトにアクセスするよう仕向け、そこに個人のID・パスワード等を入力させ、それらを不正に入手する行為



### (3) 知的財産権侵害事犯のグローバル化

平成21年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数<sup>(注)</sup>は364事件、検挙人員は620人と、依然として高水準で推移している。

偽ブランド事犯（商標法違反）では、押収した偽ブランド品の大半が中国及び韓国を中心とするアジア諸国から国際郵便等を利用して密輸入され、主としてインターネットを利用して販売されている。

海賊版事犯（著作権法違反）では、パソコン等を使用した国内での複製が大半を占めているが、中国等のアジア諸国からも密輸入されており、主としてインターネットを利用して販売されている。また、ファイル共有ソフトを利用した公衆送信権侵害事犯（著作権法違反）も増加傾向にある。

表-4 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成17～21年）

区分	17		18		19		20		21	
	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
商標法違反(偽ブランド事犯等)	326	551	315	537	276	472	246	442	200	313
著作権法違反(海賊版事犯等)	145	206	163	219	137	210	115	180	119	178
その他	21	48	15	27	28	74	24	88	45	129
合計	492	805	493	783	441	756	385	710	364	620

表-5 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移（平成17～21年）

区分	17	18	19	20	21
総数(点)	154,075	190,062	315,302	280,679	107,637
中国	9,663	73,512	143,170	268,326	93,800
韓国	98,436	115,881	117,930	5,972	13,529
香港	2,091	70	49,694	12	181
台湾	32,258	388	0	0	0
その他	11,627	211	4,508	6,369	127

また、経済のグローバル化やインターネットの普及に伴い、偽ブランド品が中国等で製造され、第三国を経由し、日本に流入する事犯が発生するなど、知的財産権侵害事犯のグローバル化が進んでいる状況がみられる。

#### 事例 Case

貿易業者(55)らは、17年11月ごろから18年1月ごろにかけて、中国において船舶に積載した偽ブランド品を、韓国等において別の船舶に積み替え、密輸入しようとした。19年5月までに、6人を関税法違反(輸入してはならない貨物の輸入未遂)等で逮捕し、偽ブランド品約10万点を押収した(和歌山、佐賀)。



押収した偽ブランド品

注：同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計

## (4) マネー・ローンダリング事犯のグローバル化

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見・犯罪の検挙を逃れようとする行為であり、経済・金融サービスのグローバル化により、日本人が国境を越えて犯罪収益を移転させるマネー・ローンダリングのほか、来日外国人によるマネー・ローンダリングも敢行されている。

警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める疑わしい取引の届出制度<sup>(注)</sup>を活用するなどして、マネー・ローンダリング事犯の取締りを推進している。

平成21年中に検挙したマネー・ローンダリング事犯のうち、来日外国人によるものは13件と、前年より5件（62.5%）増加し、全体の5.5%を占めている。

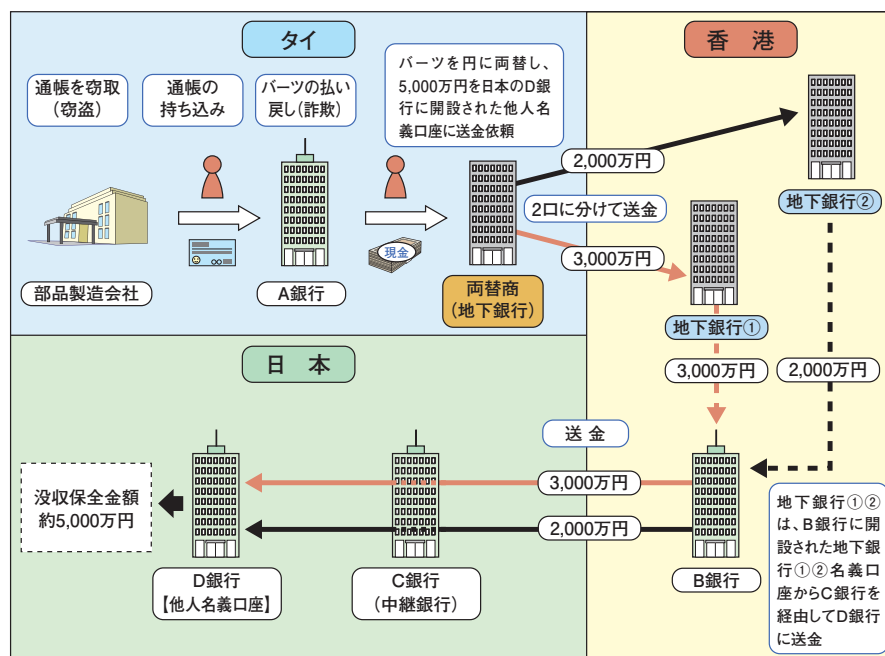
### コラム ⑥ グローバル化するマネー・ローンダリング事犯に対する捜査

日本人の男（56）は、タイで通帳等を窃取し、その口座から払い戻しを受けた約5,000万円を香港の銀行を経由させ、日本の銀行に開設された他人名義の預貯金口座に送金していた。21年4月、同男を窃盗罪で逮捕するとともに、同年5月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で再逮捕した（警視庁）。

また、本件に関連して、他人名義の預貯金口座に滞留する犯罪収益である預貯金債権約5,000万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づき起訴前の没収保全命令が発出された。

このように、本件では一連の犯罪行為が世界的規模で敢行されており、マネー・ローンダリング事犯のグローバル化が認められる。

近年、捜査対象となる資産や人物が世界的に拡散し、捜査をより困難なものとしていることから、警察では、外国関係機関等との連携を強化し、被疑者の検挙とともに、犯罪収益の没収にも努めるなど、グローバル化するマネー・ローンダリング事犯に的確に対応するための取組みを推進している。



注：金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者及び電話受付代行業者は業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨届け出ることが義務付けられている。

## コラム ⑦ 無水酢酸不正輸出未遂事件の検挙

犯罪のグローバル化と同様、国際テロについても、インターネット等により国境を越えて広がる過激思想、国際テロ組織のネットワーク化等を背景として、その脅威が世界各地に拡散しており、21年中も、アフガニスタン、パキスタン、インドネシアを始めとして、世界各地でテロが発生した（152頁参照）。

テロの実行やテロ組織の維持には資金が必要不可欠であることから、テロの未然防止及びテロ組織の根絶のため、各国は連携してテロ資金を封じるための対策に取り組んでいる。

特に、アフガニスタンにおいては、反政府武装勢力タリバンがあへんの栽培や取引等から利益を受けていると指摘されており、そのあへんを原料としてヘロインを精製する際に用いられる無水酢酸については、2000年（12年）12月19日、国際連合安全保障理事会において、タリバンの支配下にあるアフガニスタンの領域におけるすべての者等に対する無水酢酸の販売、供給又は移転の防止の決定等が決議されている（国際連合安全保障理事会決議第1333号）。アフガニスタンに対する無水酢酸の輸出は、同国内でのヘロインの生産を助長することとなるため、これを阻止することがテロ資金を封じるための対策を推進する上で国際的な課題となっている。

こうした状況の下、2008年（20年）及び2009年（21年）中には、スロベニア（約112トン）、ハンガリー（約20トン）、韓国（約12トン）、パキスタン（約5トン）等を始め、各国で無水酢酸の不正輸出未遂事件等が摘発され、大量の無水酢酸が押収されている<sup>注</sup>。

我が国においても、21年中、アフガニスタンやアラブ首長国連邦に無水酢酸を輸出しようとした4つの事件が発生し、神奈川県警察及び愛知県警察では、税関との緊密な連携により、同年2月から同年10月にかけて、パキスタン人の男（40）ら5人をそれぞれ関税法違反（無許可輸出未遂）で逮捕し、合計約8.5トンを押収した。この結果、大量の無水酢酸の不正輸出が未然に阻止された。



無水酢酸が入っていたポリタンク



ポリタンクが隠匿されていた車両

注：国際麻薬統制委員会（International Narcotics Control Board）の報告書による。

# 第2節

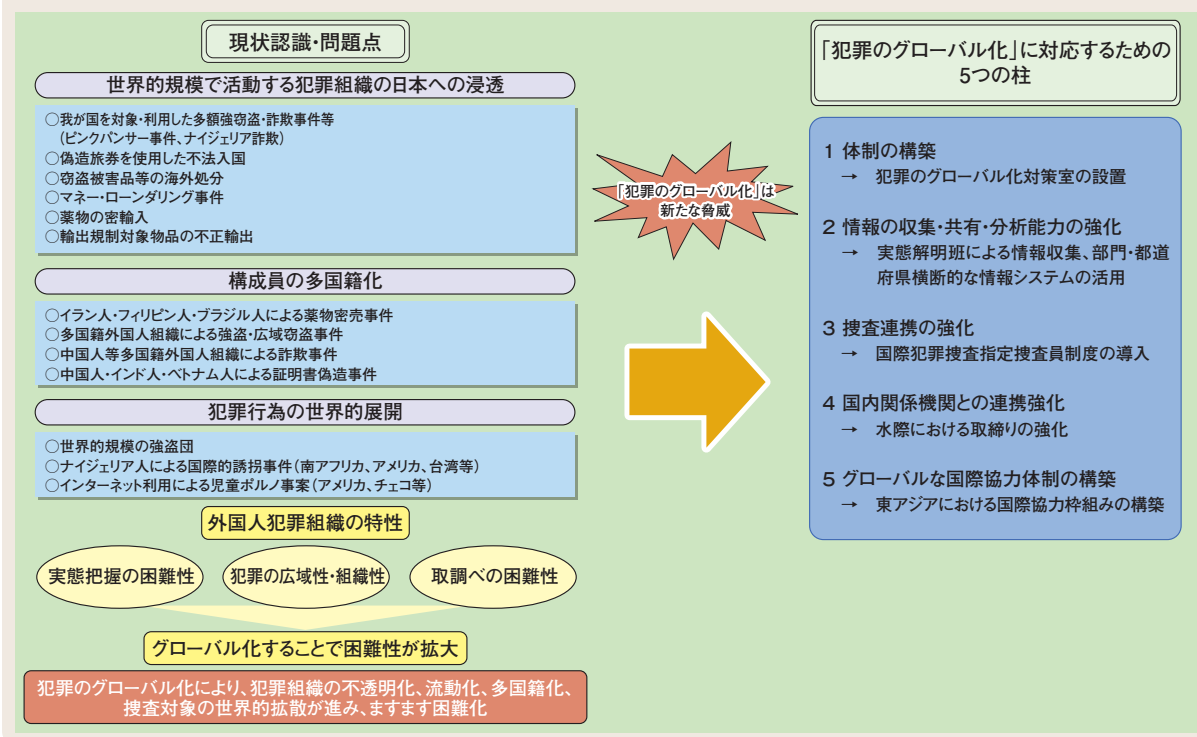
## 犯罪のグローバル化に対応するための戦略

### 1 犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの策定

犯罪のグローバル化に対応するには、発生した事件の検挙のみにとどまることなく、犯罪のグローバル化を支えるネットワーク等を解明し、情報の収集・分析能力を高めるなど、国際犯罪組織を解体するための体制を強化する必要がある。また、国際組織犯罪は、国を越えた連携の下にあらゆる罪種にわたり、全国各地で繰り返されるなど、犯行形態の広域性・多様性を強めていることから、警察が部門や管轄を越えて連携を強化するとともに、外国治安機関等との連携を一層緊密化させていくことが不可欠となっている。

警察庁では、平成22年2月、犯罪のグローバル化に対応するための基本方針として、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」(以下「戦略プラン」という。)を策定した。警察では、戦略プランに基づき、警察組織の総合力を発揮した効率的な対策を推進している。

図-17 犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの概要





## 2 体制の構築

### (1) 体制の構築

警察庁では、平成22年2月、警察庁次長を長とする「犯罪のグローバル化対策委員会」を設置し、犯罪のグローバル化に対応するための諸対策を総合的に推進している。同年4月には、国際犯罪組織に係る情報の収集、共有及び分析、都道府県警察に対する指導、外国治安機関等との間の調整を図ることを任務とするタスクフォースとして「犯罪のグローバル化対策室」を発足させた。

また、都道府県警察では、警察本部長等を長とする組織横断的な体制を整備するとともに、国際組織犯罪に関する各部門の情報の集約・分析、他の都道府県警察との連絡・調整等を行うための関係部門によるプロジェクト・チーム（「犯罪のグローバル化対策室」等）を整備している。



警察庁における「犯罪のグローバル化対策室」の発足式

### (2) 国際捜査に従事する捜査員の育成

都道府県警察では、高い語学能力を有する者を警察官として採用し、各種研修を実施するなどして、国際捜査に従事する捜査員として育成し、外国人被疑者の取調べ等に当たらせている。

また、国際組織犯罪等の捜査においては、外国語の習得はもとより、出入国管理手続や、国際捜査共助、刑事手続等に関する条約その他の内外の法制等、極めて幅広い分野にわたる特別の知識が要求されることから、警察庁では、警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査に関する実務研修等を実施するなど、捜査員の能力向上を図っている。



国際警察センターにおける研修の状況

### コラム ⑧ 通訳体制の整備

犯罪のグローバル化が進展する中、都道府県警察においては、高い語学能力を有する者を警察官として採用するだけでなく、一般職員としても採用し、各種研修を実施するなどして育成し、取調べの際の通訳等に当たらせている。

しかしながら、警察部内でそのすべてに対応する人員を確保することは困難であることから、一部を民間の通訳人に依頼している。警察では、こうした民間の通訳人が、刑事手続等への理解を深められるよう、各種研修会を開催するほか、通訳ハンドブック等を配布するなどしている。

また、通訳人の運用に当たっては、夜間等に突発的に発生する事件に迅速に対応する必要等があるため、都道府県警察に通訳センターを設置するなどして、通訳体制の整備に努めている。

### 3 情報の収集、共有、分析能力の強化

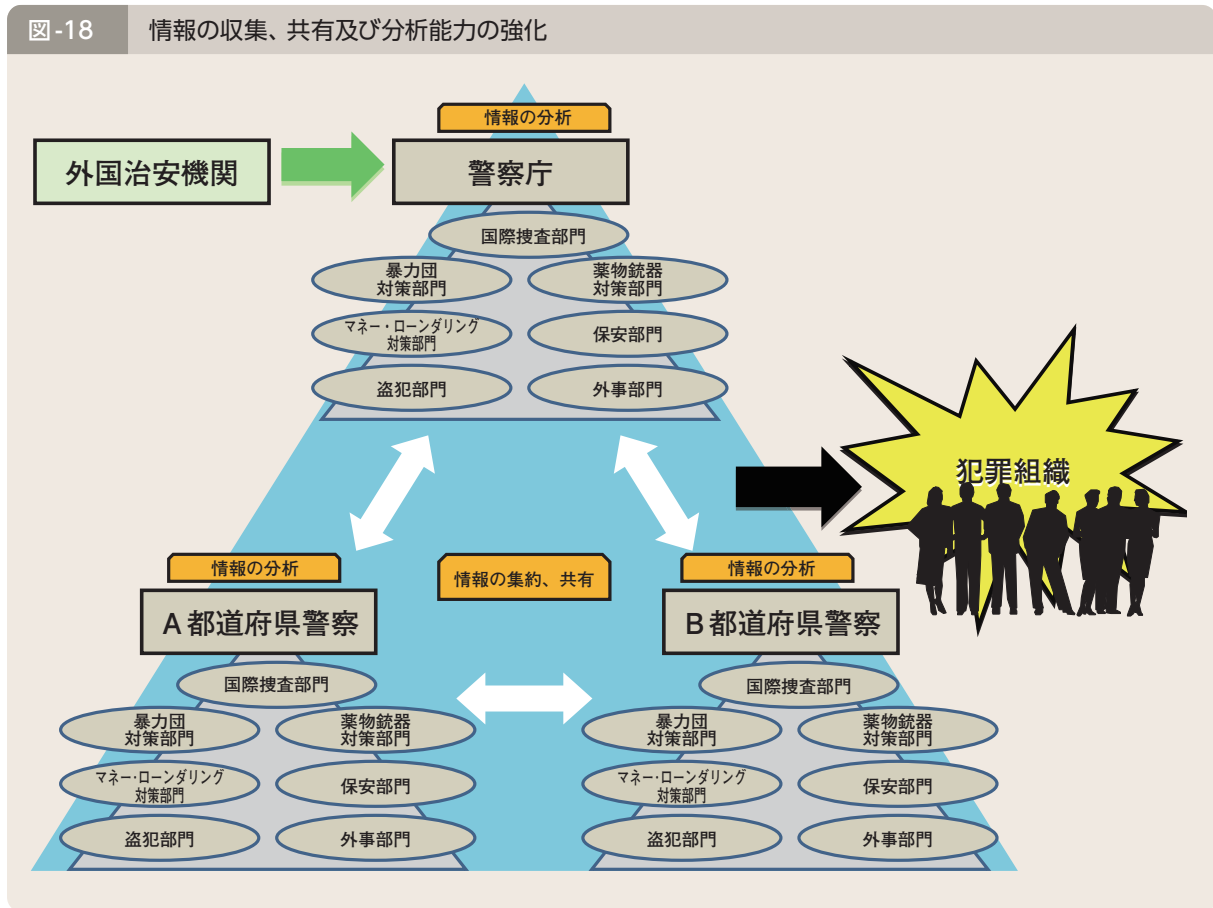
国際犯罪組織は、世界各地に活動拠点を構築し、構成員を多国籍化させるなど、そのネットワークを拡大・複雑化させていることから、国際犯罪組織の実態を的確に解明するためには、情報の収集、共有及び分析能力を一層強化する必要がある。

従来、来日外国人犯罪捜査は、罪種によって担当部門が異なり、捜査の過程で得た情報は担当部門ごとに分散して管理されることが多く、組織的に活用されてきたとは言い難い状況にあった。

そこで、都道府県警察では、戦略プラン等に基づいて設置された、国際犯罪組織に係る情報を収集する実態解明班を中心に、国際犯罪組織の構成員と周辺者とのつながり、犯罪インフラの構築、資金の移転等に係る情報を幅広く収集するとともに、犯罪のグローバル化対策室等において、収集した情報の集約・分析を推進していくこととしている。

また、警察庁では、犯罪のグローバル化対策室において、都道府県警察が把握した国際犯罪組織に関する情報を一元的に集約し、全国的な関連性について、情報官制度<sup>(注)</sup>を活用するなどして、部門を越えた分析活動を進めている。また、ICPO又は二国間の捜査共助等を活用するなどして、外国治安機関からの情報収集を行い、国際犯罪組織に関する情報の分析を一層推進している。

図-18 情報の収集、共有及び分析能力の強化



注：より戦略的な組織犯罪対策を講じるために、警視庁及び道府県警察本部に設置された情報官等が、関係する様々な部門が保有する組織犯罪に関する情報を一元的に集約し、分析するとともに、関係部門間における情報の共有化等を図る制度

## 4 捜査連携の強化

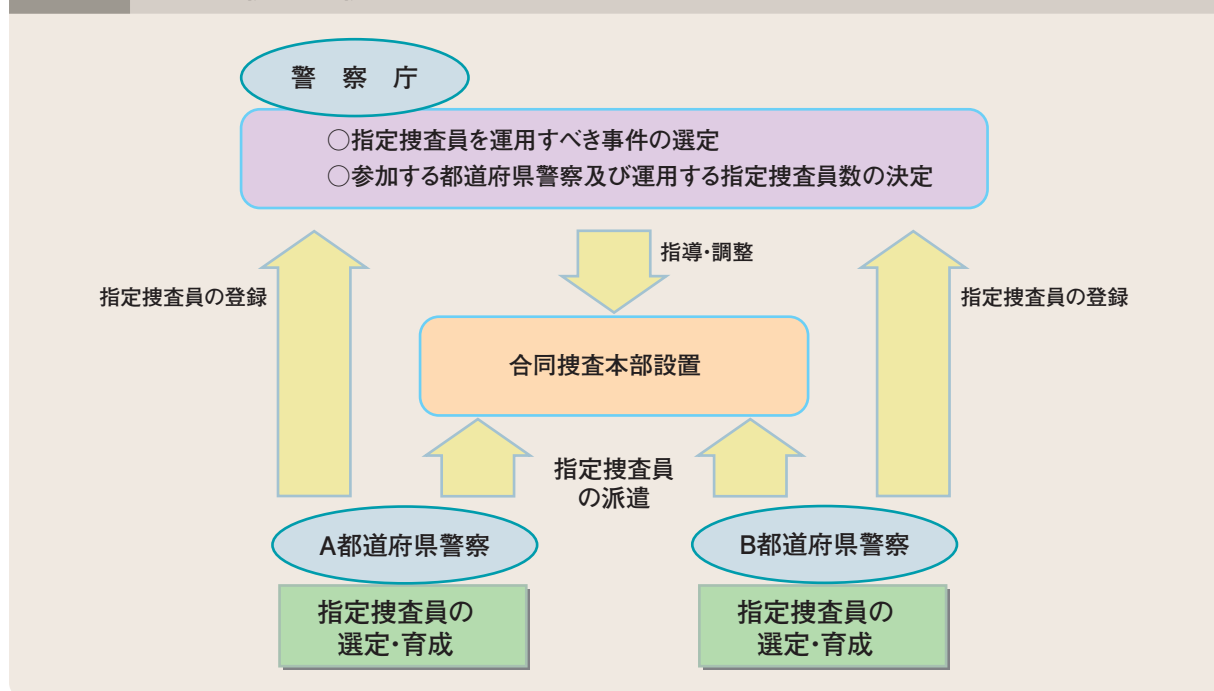
国際犯罪組織は、都道府県警察の管轄とは無関係に、広域かつスピーディに活動しており、また、犯罪を敢行した地域にとどまる時間は極めて短い。

したがって、都道府県警察が個別に捜査を進めるのみでは、事件の全体像を把握することが困難な場合が多く、また、国際犯罪組織の中枢を効果的に取り締まるには、管内の発生事件の処理という観点のみではなく、全国的な情勢を踏まえた上で、戦略的に事件化を進める必要がある。

そこで、警察庁では、「犯罪のグローバル化対策室」において、都道府県警察が行っている内偵事件等の取りまとめを行い、事件間の競合関係を調整した上で、国際犯罪組織に真に打撃を与えるためには、何を端緒として事件化を図るべきかを調整し、関係都道府県警察による合同・共同捜査を指導することとしている。

このような観点から、警察庁では、国際組織犯罪等に対する合同捜査体制を迅速に確立するため、戦略プランに基づき、国際犯罪捜査指定捜査員制度を導入した。この制度は、都道府県警察が、国際捜査の経験や知識を有する捜査員等をあらかじめ指定しておくことで、国際組織犯罪等に対する合同捜査本部設置事件において、必要に応じて迅速に指定捜査員を他の都道府県警察へ相互に派遣できるようにするものであり、都道府県警察の連携強化を目的としている。

図-19 国際犯罪捜査指定捜査員制度



## 5 国内関係機関との連携の強化

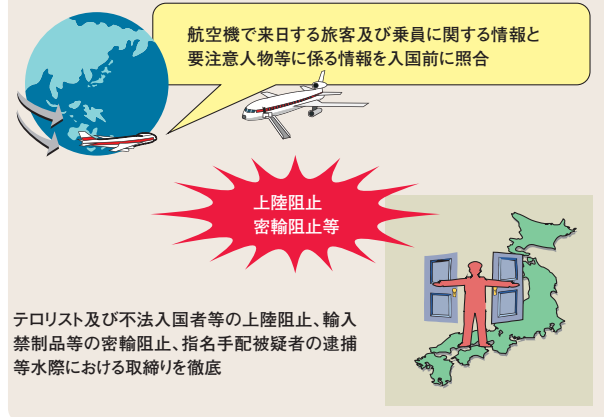
### (1) 関係機関と連携した水際対策

平成17年1月、警察庁、法務省及び財務省は共同で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と同省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合することのできる事前旅客情報システム（APIS）<sup>(注)</sup>を導入した。当初は航空会社の任意の協力により情報の提供を受けていたが、18年5月に成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、19年2月から情報の事前提出が航空機及び船舶の長に義務付けられた。また、同年11月からは、テロリスト等による偽変造旅券の使用や他人へのなりすましによる不法入国を防ぐため、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報を提出することが義務付けられた。

さらに、16年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「テロの未然防止に関する行動計画」で、法務省が警察庁の協力を得ながら、ICPO 紛失・盗難旅券データベースに蓄積された各国の紛失・盗難旅券に関する情報を入国審査に活用することとされたことを受け、警察庁では、法務省における同データベースの活用のためのシステム開発に協力し、21年から、法務省において同データベースの活用が開始された。

こうした取組みにより、法務省入国管理局による厳正な上陸審査、税関による検査、警察による国際組織犯罪やテロ等の取締り等の効率化が図られている。

図-20 APISの概要



### コラム ⑨ 関係機関との連携による密輸入事件の検挙

稲川会傘下組織幹部（37）ら日本人3人は、香港を活動拠点とする国際犯罪組織の構成員である中国人らと共謀し、21年2月、中国船籍の漁船を使って覚せい剤約120キログラムを密輸入することを計画し、高知県室戸市の漁港に小型ボートを用いて覚せい剤入りの旅行カバンを不法に陸揚げした。

一方、不審船情報に基づいて付近を警戒していた警察及び海上保安庁は、同カバン内の覚せい剤を発見・押収し、荷受け役として現場付近で待機していた中国人3人及び同漁船で覚せい剤を運搬し密輸入しようとした中国人船員6人を、覚せい剤取締法違反（営利目的譲受け未遂）等で逮捕した。

その後、海上保安庁、税関を含めた合同捜査本部を設置し、所要の捜査により、同幹部ら日本人3人と中国人3人が密輸入の荷受けに関与したことが判明したため、同年9月、日本人3人及び中国人1人を覚せい剤取締法違反（営利目的密輸入）で逮捕するとともに、関係先の捜索により覚せい剤約2.4キログラムを押収した。また、香港側の国際犯罪組織の構成員である残り2人を国際手配しており、22年5月現在、捜査中である（高知、警視庁、大阪）。



中国船籍の漁船

注：Advance Passenger Information System



## (2) 外国人集住コミュニティにおける各種警察活動の推進

外国人が多く集住する地域においては、言語や生活習慣の相違等により、その地域に住む外国人と日本人とのコミュニケーションが希薄になり、日常生活上のトラブルが発生しやすくなるとともに、外国人が地域の安全に関する情報を入手し難いという状況がみられる。

このような状況の下では、外国人が日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織等が外国人集住コミュニティに浸透し、外国人が犯罪に手を染めるおそれもある。

警察では、外国人に日本で円滑な日常生活を営むために必要な知識を身に付けてもらうことなどを目的として、外国人集住地域の住民や外国人集住コミュニティがその地域内に所在する関係機関・団体等と連携を図りながら、外国人集住コミュニティにおける防犯教室や交通安全指導教室等の各種警察活動を積極的に推進している。

外国人が防犯対策や交通ルール等我が国で円滑な日常生活を営むために必要な知識を身に付けることは、日本社会になじむきっかけとなり、さらに、外国人が地域の防犯パトロール等に参加することは、その地域の一員であるという意識を持つことにもつながると考えられる。これにより、外国人が犯罪や事故に巻き込まれることを防止するとともに、外国人集住コミュニティへの国際犯罪組織等の浸透の防止が図られるものと期待されている。

### ① 群馬県警察における取り組み

#### ア 「留学安全安心ボランティアサークル」の設立への協力

平成21年10月、県内の大学に通う留学生や日本人学生らで作る「留学安全安心ボランティアサークル・結(YUI)」が発足した。これは、警察の呼び掛けによって20年11月に発足した「県警留学生共生ネットワーク」が母体となり、県内の大学に通う留学生等が参加しているものである。

このサークルは、子ども柔道スクール、外国人の子供を対象とした居場所づくり事業等の共生活動に参加するほか、防犯パトロール等を積極的に実施し、サークル員一人一人の防犯意識を高め、安全安心な地域づくりに貢献することを目的としている。

#### イ 群馬県警察国際少年柔道教室の開催

19年5月から、少年の健全育成及び柔道を通じた国際交流により安全・安心なまちづくりに寄与することを目的として、太田警察署及び大泉警察署において、管内に住む外国人少年や保護者を招いて、群馬県警察国際少年柔道教室「GPIキッズ柔道スクール」を開催している。21年5月には、参加児童の稽古の成果の確認を目的として、太田警察署において、大泉警察署の教室と合同練習会を行うとともに、併せて防犯・交通講話を実施し、参加者の規範意識の高揚を図った。



サークルメンバーによる防犯意識啓蒙活動



GPIキッズ柔道スクール

## ② 愛知県警察における取組み

### ア 「知立団地安全安心プロジェクト」の実施

愛知県警察では、外国人が多数居住している安城警察署管内の知立団地において、防犯対策や住環境の向上を目指す「知立団地安全安心プロジェクト」を推進している。

このプロジェクトでは、地方公共団体や自治会と連携し、駐車違反等の生活トラブルの解消を図るとともに、同地区が周辺地域から孤立して防犯情報の入手が困難にならないよう、また、国際犯罪組織等の温床とならないよう、防犯パトロール、防犯・交通安全教育等を積極的に実施している。

### イ 外国人学校における薬物乱用防止教室の開催

「知立団地安全安心プロジェクト」の一環として、安城警察署管内の外国人学校において、愛知県警察本部及び安城警察署により、教員及び生徒に対して、薬物の危険性を知ってもらうための薬物乱用防止教室を開催した。



プロジェクトに基づく防犯パトロール



プロジェクトに基づく薬物乱用防止教室

## ③ その他の県警における取組み

### ア 外国人自警団「太陽」による防犯パトロール（茨城）

日系外国人が多く住んでいる常総市内における犯罪の抑止、年少者の犯罪被害防止を目的に、防犯パトロール、防犯啓発等の活動を行う日系外国人による自警団「太陽」が結成された。常総警察署では、自警団と連携を図り、パトロール等の防犯活動を実施している。

### イ 外国人学校生徒に対する交通安全教育の実施（静岡）

静岡県警察では、日系ブラジル人の女性を県警の非常勤職員である外国人交通安全教育指導員として採用し、県内の外国人学校の生徒を対象に交通安全教育を実施している。

外国人学校には、日本語が理解できない生徒も多いことから、生徒の母国語で日本の交通ルールを分かりやすく教え、交通事故に巻き込まれないよう指導している。



自警団と警察の連携による防犯パトロール



交通安全教育の実施

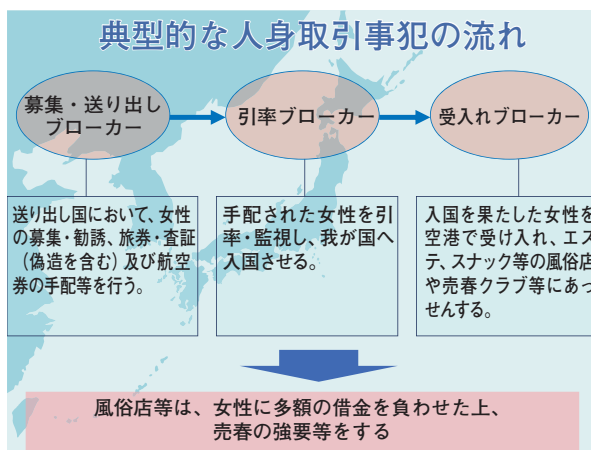


## コラム ⑩ 人身取引事犯に対する取組み

### (1) 「人身取引対策行動計画 2009」の策定

政府では、国際組織犯罪である人身取引が重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められているとの認識の下、16年12月、「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護の観点から、総合的かつ包括的な人身取引対策を推進してきた。その結果、人身取引事犯の認知件数が減少するなど、各種対策は大きな成果を上げたところであるが、人身取引の手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘に加え、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心が高いことなど、我が国の人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえると、人身取引に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していく必要があることから、21年12月、「人身取引対策行動計画 2009」が策定された。

警察では、同行動計画に沿って引き続き、人身取引事犯の取締りを推進するとともに、関係機関・団体と協力して被害者の発見と適正な保護に努めることとしている。



### (2) 人身取引事犯の検挙状況等

警察では、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

21年中の人身取引事犯の検挙件数は28件と、前年より8件(22.2%)減少した。また、検挙人員は24人と、前年より9人(27.3%)減少し、その内訳は、経営者等が18人、仲介業者が6人であった。

警察で保護した人身取引事犯の被害者は17人で、被害者の国籍は、タイ(8人)、フィリピン(4人)が多く、これらが全体の70.6%を占めた。また、被害者の保護時の在留資格等は、「短期滞在」(6人)、「不法入国」(5人)が多く、これらが全体の73.3%を占めた。

### (3) 匿名通報ダイヤルの運用

19年10月1日から、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が人身取引事犯や少年の福祉に関係する一定の犯罪<sup>(注)</sup>に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。

21年7月1日からは、これまでの電話による受付に加え、インターネットによる受付を開始した。21年末現在、人身取引事犯に関する通報件数は73件、少年の福祉に関係する一定の犯罪に関する通報件数は485件であり、このうち12件が事件解決等に結び付いた。

子どもや女性を守るための  
**匿名通報ダイヤル**

0120-924-839

ホームページからでも通報できます。

匿名通報 検索

または

www.tokumei.or.jp

情報料 10万円支給

広報啓発ポスター  
(作成：NPO法人日本ガーディアン・エンジェルス)

注：福祉犯のうち、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法に規定する罪等一部の罪を除き、刑法の強制わいせつ罪（少年が被害者になるものに限る。）、未成年者略取、誘拐罪等を含めたもの

## 6 グローバルな国際協力体制の構築

犯罪のグローバル化に対し、警察庁では、国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）や外交当局を通じて外国治安機関との情報交換に努めているほか、国際会議への参加、二国間協議の推進等により、協力関係を強化している。

### （1）ICPOを通じた国際協力

ICPOは、1956年（昭和31年）に設立された各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、事務総局はフランス・リヨンに置かれている。その任務は、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための各種国際会議の開催、国際手配書の発行等多岐にわたり、2009年（平成21年）末現在、188の国・地域が加盟している。



ICPO本部（フランス・リヨン）  
（提供：ICPO）

ICPOは、加盟国・地域の間で、迅速かつ確実な情報交換を行うための国際的な通信手段として、従来から独自の通信網の整備拡充に努めている。2002年（14年）からは、操作性及び経済性に優れた新しい通信網<sup>（注）</sup>の整備が進め

られ、全加盟国・地域が接続されている。ICPOでは、盗難車両、紛失・盗難旅券、国外逃亡被疑者、盗難美術品等に関するデータベースを運用しており、加盟国・地域は、この通信網を通じて、直接データベースの検索を行うことができる。

警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

#### 事例 Case

中国生まれの日本人の男（34）は、11年12月、会社役員宅に侵入し、被害者の両手首や両足首等をガムテープで緊縛するなどして、現金や貴金属等を奪い取った。その後の捜査により、同男が中国に逃亡している事実が判明したことから、ICPOを通じて、住居侵入罪及び強盗罪で国際手配した。20年5月、中国で同男の所在が確認されたことから、中国公安部に対して身柄確保を要請し、21年11月、外交ルートにより、同男の身柄の引渡しを受けた。（関係警察：神奈川県）

本件は、外交ルートにより、中国から国外逃亡被疑者の身柄引渡しを受けた初事例である。

### コラム ① 犯罪のグローバル化に対応するための技術的取組み

犯罪のグローバル化に伴い、外国製の電子機器等が犯罪に悪用される事例が増加している。これらの電子機器等に保存されている情報の抽出・解析を行うためには、外国における最新の技術動向の把握、外国治安機関との情報共有等を推進し、解析能力を向上させる必要がある。

このため、2009年（21年）12月、技術情報等の集約・体系化・相互活用を図るため、IOCE（国際電子計算機証拠機構）・ICPO・警察庁共催で「情報技術の解析に係る国際会議を開催し、電子機器の解析手法等に関して議論を行うなどした。

注：I-24/7（Interpol's global police communications system 24/7）



## (2) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

### ① 国際機関等との連携

2009年（平成21年）10月、シンガポールにおいて、ICPOと国際連合との共催により、紛争が国際治安に与える影響と、これに対する効果的な国際警察活動について議論するための閣僚会議が開催され、我が国からは国家公安委員会委員長が出席した。

### ② G8各国との連携

G8各国の治安機関は、国際的な連携が必要な問題について、G8司法・内務大臣会議やG8ローマ/リヨン・グループにおいて検討を行っている。警察庁では、これらの会議に継続的に参加し、議論に積極的に参画するとともに、成果が我が国の国内治安対策の推進に資するものとなるよう、課題の設定及び検討に際し、我が国が主導的な役割を果たすよう努めている。また、主要国首脳会議（サミット）においても、国際組織犯罪等に関する問題が近年多く取り上げられており、2009年（21年）7月のイタリア・ラクイラサミットでは、G8首脳宣言（「持続可能な未来に向けた責任あるリーダーシップ・政治問題」）が採択され、その中で国際組織犯罪と効果的に闘うための国際協力の強化を支持することなどが確認された。

### ③ アジア諸国等との連携

#### ア ASEAN+3国際犯罪閣僚会議

東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する「ASEAN+3国際犯罪閣僚会議（AMMTC+3）」が2004年（16年）から開催されており、我が国からは国家公安委員会委員長や警察庁幹部が出席している。

2009年（21年）11月には、カンボジアにおいて第4回会議が開催され、テロ、人身取引、サイバー犯罪等の8つの犯罪分野における国際犯罪対策について各国の連携強化の重要性を確認した。

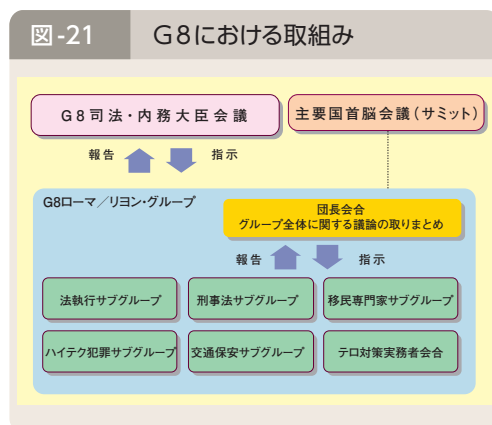
#### イ ASEAN警察長官会合

東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として、1981年（昭和56年）、ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）が結成された。我が国は、2005年（平成17年）の第25回会合からオブザーバーとして参加し、2008年（20年）の第28回会合からは、中国、韓国等と共に議題提案権を有する「ダイアログ・パートナー」として参加している。

2009年（21年）5月には、ベトナム・ハノイにおいて第29回会合が開催され、我が国から警察庁幹部が出席し、国際犯罪に対する域内の連携等を内容とする共同声明の採択等がなされた。



国家公安委員会委員長によるスピーチ



第4回AMMTC+3



第29回ASEANAPOL

## ウ 東アジア地域組織犯罪対策会議

2009年(21年)10月、15の国・地域の参加を得て、第6回東アジア地域組織犯罪対策会議を東京で開催し、東アジア地域における組織犯罪の現状と対策について情報交換したほか、問題点の共通認識の醸成を図るなど、各機関の連携を更に強化するよう努めている。

### ④ 二国間の連携

警察では、我が国との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国を始めとする各国の治安機関との間で協議を行い、必要に応じて警察当局間協力に関する文書を作成するなどして協力関係を深めている。

2010年(22年)3月には、国家公安委員会委員長が米国国土安全保障省長官との間で捜査機関間の協力の在り方について意見交換を行ったほか、警察庁長官が韓国を訪問して韓国警察庁長と会談を行い、犯罪のグローバル化等の新たな治安課題に的確に対処するための協力関係を構築することなどについて合意した。



国家公安委員会委員長と米国  
国土安全保障省長官との会談



警察庁長官と韓国警察庁長との会談

## (3) 条約交渉への参画

刑事共助条約(協定)及び犯罪人引渡条約は、国際犯罪の捜査を行うに当たり有効であることから、警察庁では、これらの条約(協定)の締結交渉に参画している。現在までに我が国とこうした条約を締結していない国・地域についても、今後、我が国が捜査共助及び犯罪人引渡しの要請を行う必要性が高い国を中心に、当該国の法制等を勘案しつつ、関係機関と共に条約締結のための検討を進めていくこととしている。

刑事共助条約(協定)については、これまで、米国、韓国、中国及び香港との間で締結したほか、2010年(平成22年)4月にはロシア及び欧州連合(EU)との間での締結について国会の承認を得た。

犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、米国及び韓国との間で締結した。

### コラム ⑫ 刑事共助条約

国際犯罪の捜査を行うに当たり、外国における証拠の取得、見分、所在地の特定等の捜査共助を当該国に要請することが必要となる場合がある。

外国との捜査共助については、刑事共助条約を締結していない場合、国際礼譲に基づいて行われることとなり、必ずしも要請した捜査共助が実施されるとは限らない。また、捜査共助要請の発受が外交ルートを通じて行われるために、迅速な回答を得ることが困難である。

そこで、各国との間で刑事共助条約を締結し、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交ルートではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図っている。

## (4) 外国治安機関との共同オペレーションの推進

国際犯罪組織は、世界的規模で犯罪を敢行していることから、我が国で発生した事件であっても、捜査が国外へ波及する可能性を早期かつ的確に見極め、必要に応じて、外国治安機関と緊密に連携を図っていかなければならない。

警察では、国際犯罪組織に対する捜査の効率化を図るため、事件発生時における外国治安機関との共同オペレーションを積極的に実施している。

### 事例 1

Case

平成21年12月、日本在住のフィリピン国籍の女性が、インターネットのチャットで知り合った男性に会うためマレーシアへ渡航したところ、空港でナイジェリア人の男らに誘拐された上、電話により日本在住の妹に身の代金の要求がなされた。警察では、事件認知後、直ちにICPOルートによりマレーシア警察に対して、事件発生を通報するとともに、捜査協力を要請した。その上で、日本警察及びマレーシア警察において、それぞれ捜査体制を整え、相互に情報交換を行うなどして、緊密な連携を図った。その後、被疑者らは、女性の処置に困り同女を解放したが、保護された同女の供述に基づき、マレーシア警察において、ナイジェリア人の男1人及びマレーシア人の男女2人を逮捕した。(関係警察：警視庁)

### 事例 2

Case

21年12月、韓国人の男が、東京都内の貴金属店に事情を知らない日本人の女性を伴って入店し、店員に対して指輪を提示させた上、これを奪い取った。22年1月、台湾台北市内の貴金属店において、同様の手口による指輪窃盗事件が発生し、防犯カメラに写っていた被疑者が日本における事件の被疑者に酷似していたことから、同一犯による犯行の可能性が高まり、さらに、被疑者に酷似した男が、台湾で盗難届の出ている旅券で韓国へ出国していることが判明した。

そこで、日本、台湾及び韓国の捜査当局が、防犯カメラの画像、被疑者の出入国状況に関する情報等の迅速な交換・共有を積極的に行うなど、緊密な連携を図った結果、被疑者は韓国人の男(40)であることが判明した。韓国警察では、同男の逮捕状を取り、所在捜査を実施し、同年2月、同男を日本における事件について強盗罪、台湾における事件について窃盗罪等で逮捕した。(関係警察：警視庁)



### 事例 3

Case

22年1月、東京都内の貴金属店において外壁が破壊され、高級腕時計等が盗まれた。犯行の手口から「爆窃団」による犯行である可能性が高いと考えられたことから、香港警察と情報交換を行ったところ、本件の被害品と疑われる時計が香港に郵送されている旨の情報をICPOルートにより受理した。日本における被害状況等を香港警察に対して情報提供するなどした結果、同月、香港警察において、香港人の男(52)ら6人を香港の法令に基づく盗品処分罪で逮捕した。(関係警察：警視庁)



## (5) 国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者（以下「国外逃亡被疑者等」という。）の数は、依然として多い。被疑者が国外に逃亡することにより、外国捜査機関との捜査協力が必要となる場合も多く、捜査が困難になる面はあるが、警察では、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組みを進め、厳正な対処に努めている。

被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、入国管理局に手配するなどして出国前の検挙に努める一方で、被疑者が国外に逃亡した場合には、外交ルートやICPOルートにおける関係国の捜査機関等との捜査協力や刑事共助条約に基づく捜査共助の実施を通じ、被疑者の人定や所在の確認等を進めている。その上で、犯罪人引渡条約等に基づいて被疑者の引渡しを受けたり、被疑者が逃亡先国で退去強制処分が付された場合には、その被疑者の身柄を公海上の航空機で引き取ったりするなどして確実な検挙に努めている。このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促している。

図-22 国外逃亡被疑者に対する主要な措置

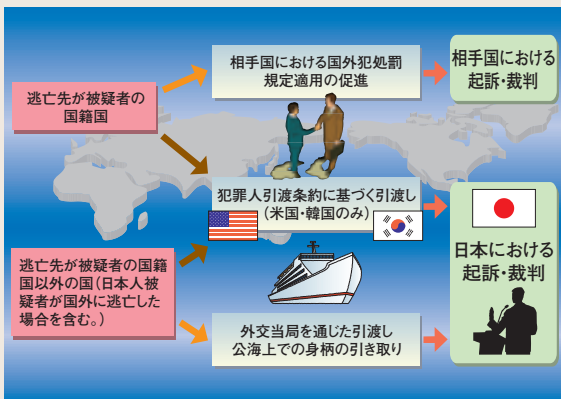
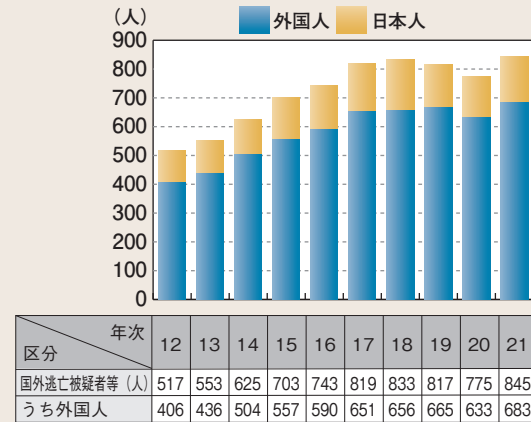


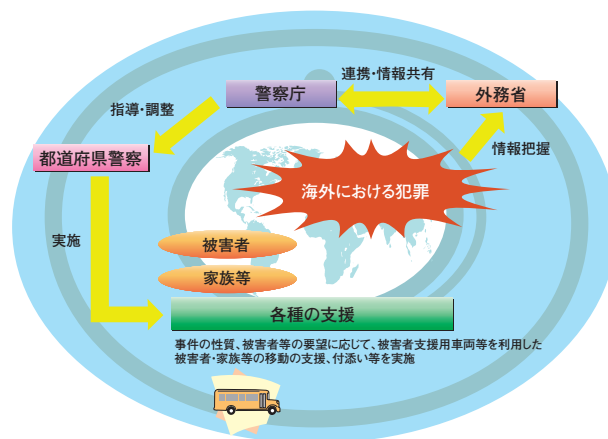
図-23 国外逃亡被疑者等の推移（平成12～21年）



## コラム ⑬ 海外における犯罪の被害者等に対する警察の支援

被害者及びその遺族又は家族は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では、様々な側面から被害者支援の充実を図っている。

海外において発生した犯罪の被害者等については、その居住地を管轄する都道府県警察が空港を管轄する都道府県警察等と連携の上、被害者等の空港から自宅までの移動の支援、付添い等の支援を実施している。警察庁においては、外務省と連携の上、日本国内の遺族等や帰国する被害者等の要望を踏まえた支援が実施されるよう、関係都道府県警察に対する指導・調整を実施している。





## (6) 薬物銃器犯罪への対応

### ① 薬物対策

薬物の不正取引は、薬物犯罪組織により国境を越えて行われており、一国だけでは解決できない問題である。主要国首脳会議（サミット）、国際連合等の国際的な枠組みの中でも、地球規模の重大な問題として、その解決に向けた取組みが進められている。

警察では、捜査員の相互派遣、国際会議への参加を通じた情報交換等の国際捜査協力のほか、関係国に対する薬物捜査指導等の技術協力を推進している。

#### ア アジア・太平洋薬物取締会議の主催

警察庁では、アジア・太平洋地域全体での薬物取締り及び捜査協力に関する討議、研究を行うとともに、我が国が有する薬物事犯の捜査技術等の移転を図る目的で、アジア・太平洋薬物取締会議を主催しており、関係国の薬物取締情報の共有化及び薬物不正取引情報ネットワークの強化を図っている。平成7年以降、ほぼ毎年開催しており、22年2月には、33の国・地域及び2国際機関の参加（オブザーバーを含む。）を得て、第15回会議を東京都で開催した。



第15回アジア・太平洋薬物取締会議

#### イ 薬物犯罪取締セミナーの共催

警察庁では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催で、深刻な薬物問題を抱える国・地域から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための薬物犯罪取締セミナーを開催している。昭和37年以降、毎年開催し、平成21年中は9月から10月にかけて、アジア、中南米等の15の国・地域（オブザーバーを含む。）の幹部を招へいした。

#### ウ タイ薬物対策地域協力プロジェクト

警察庁では、JICAと共催で、タイを始めとするインドシナ地域の薬物の分析技術向上と薬物取締りでの活用を支援するため、薬物分析及び取締りの専門家と同国に派遣した。14年6月から17年6月にかけての第1フェーズ及び18年9月から21年3月にかけての第2フェーズが終了した。

#### エ 各種国際会議への参加

警察庁では、21年中、3月にオーストリアで開催された第52回国連麻薬委員会、10月にインドネシアで開催された薬物取締機関長会議等の会議に参加し、薬物の国際的な不正取引に関する情報交換及びこれらの事犯の取締りに向けた国際協力の強化を図った。

### ② 銃器対策

我が国は、14年12月、銃器議定書<sup>(注)</sup>への署名を行った。同議定書を締結することで、国際的に不正取引された銃器の追跡調査が容易になり、国際協力が更に円滑になることが期待される。

また、警察庁では、ICPOを通じるなどして、外国関係機関と積極的に情報交換を行っているほか、職員を派遣するなどして、外国関係機関との連携の強化に努めている。

注：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する三議定書の一つに位置付けられ、銃器、その部品及び弾薬の不正な製造及び取引を犯罪化するとともに、銃器への刻印、記録保管、輸出入管理等に関する制度を確立し、法執行機関間の協力関係を構築するための条約（22年5月末現在の署名国は52か国、締約国は80か国）

## (7) サイバー犯罪への対応

### ① 国際捜査協力

サイバー犯罪は、容易に国境を越えて行われ、一国だけでは解決できない問題であることから、1997年（平成9年）12月のG8司法・内務大臣会議で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」に基づき、21年10月現在、57の国・地域に国際的なサイバー犯罪に常時対応できる連絡窓口としての24時間コンタクトポイントが設置され、サイバー犯罪の国際捜査協力を大きな役割を果たしている。

我が国では、警察庁に24時間コンタクトポイントを設置し、国際的な対応を必要とする事件への対応の円滑化を図るとともに、二国間での情報交換を積極的に行うなど、サイバー犯罪の取締りに関する国際的な捜査協力を推進している。

### ② インターネット上の違法情報対策における国際連携

インターネット上の違法情報は、国内だけではなく海外のウェブサーバにも蔵置されていることから、インターネット・ホットラインセンター（16、76頁参照）では、19年3月に各国のホットライン<sup>(注1)</sup>相互間の連絡組織であるINHOPE<sup>(注2)</sup>に加盟し、これを通じた削除依頼を実施している。

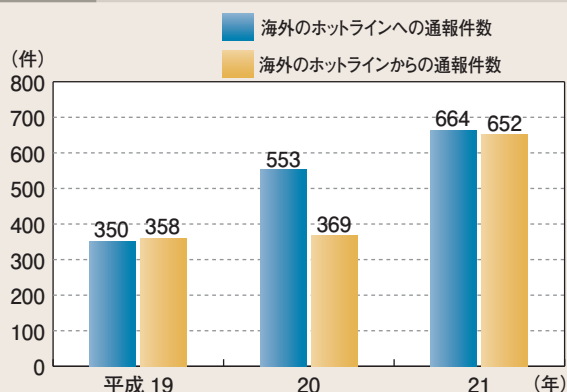
同センターでは、21年中に海外のホットラインに対して664件の通報を行い、削除に向けた取組みを依頼するとともに、海外のホットラインから652件の通報を受理して、警察への通報、国内のプロバイダ等へ削除依頼を行った。

### ③ 国際的なサイバー犯罪捜査技術協力の推進

警察庁では、犯罪の取締りに関する技術情報を共有し、相互の技術水準の向上を図ることを目的として、アジア大洋州地域の法執行機関を結ぶサイバー犯罪技術情報ネットワークシステム（CTINS）<sup>(注3)</sup>を整備・運用しており、22年4月現在、14の国・地域が参加している。さらに、CTINSに参加する国・地域のサイバー犯罪の捜査等に当たる技術者等を集め、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を毎年度開催し、各国の相互理解を深めている。

図-24

海外のホットラインへの通報件数及び海外のホットラインからの通報件数の推移（平成19～21年）



注：19年については、3月からの10か月間の件数



アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議

注1：インターネット利用者からインターネット上の違法情報等に関する通報を受理し、その情報について一定の基準に基づいて判断を行い、警察への通報やプロバイダや電子掲示板の管理者等への削除依頼を行う仕組み

2：International Association of Internet Hotlines。1999年（平成11年）に設立された団体で、22年1月現在、36団体（31の国・地域）が加盟している。

3：Cybercrime Technology Information Network System。電子メール、電子掲示板及びデータベースの機能を備え、暗号化されたネットワークにより、各国の担当官が安全に情報を共有できる手段を提供している。

## (8) 知的財産権侵害事犯への対応

警察では、知的財産権侵害品の大半が中国、韓国等のアジア諸国から密輸入されていることや、中国を始めとする海外において我が国の企業の知的財産権が侵害される例が多発していることを踏まえ、アジア諸国の捜査機関との協力の場を設け情報交換を行うとともに、個々の事犯について捜査協力を行うなど、連携強化を図っている。また、不正商品対策協議会<sup>(注1)</sup>における活動を始め、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

### 事例

Case

日本人の男(40)や韓国人の男(37)らは、平成17年12月ころから19年2月ころにかけて、偽ブランド品を中国から密輸入し、インターネットオークションを利用して販売していた。18年5月から19年4月にかけて、11人を商標法違反(譲渡等)、3人を関税法違反(輸入してはならない貨物の輸入未遂)で逮捕し、偽ブランド品約14万点を押収した。また、同事件の首謀者である韓国人の男(50)は、韓国に逃亡していたが、21年8月、犯罪人引渡条約に基づき、逃亡中の同男の身柄を韓国政府から引き受け、商標法違反(類似する商標の使用)で逮捕した(富山、大阪)。

## (9) マネー・ローンダリング事犯への対応

国境を越えて取行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。

### ① 国際機関の活動内容と警察庁の参画状況

国際社会においては、各国が連携してマネー・ローンダリング対策等を推進するため、金融活動作業部会(FATF)<sup>(注2)</sup>、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)<sup>(注3)</sup>、エグmont・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁も、これらの活動に積極的に参画している。

#### ア FATF

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成22年1月1日現在、我が国を含む33の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、それぞれ「40の勧告」、「9の特別勧告」として発出している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても、20年に3回目の審査が実施された。

警察庁では、従来から、FATFの活動に積極的に参画しており、21年中は、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策のための新たな枠組みづくりに向けた議論に参加したほか、相互審査における審査官として職員を派遣した。



エグmont・グループ年次会合

注1：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する動き掛け等を行っている。

2：Financial Action Task Force

3：Asia/Pacific Group on Money Laundering



## イ APG

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために設置された国際協力の枠組みであり、22年1月1日現在、我が国を含む40の国・地域が参加している。警察庁では、FATFの活動と同様、APGの活動にも積極的に参画しており、21年中は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口分析の研究のための会合等に職員を派遣した。

## ウ エグモント・グループ

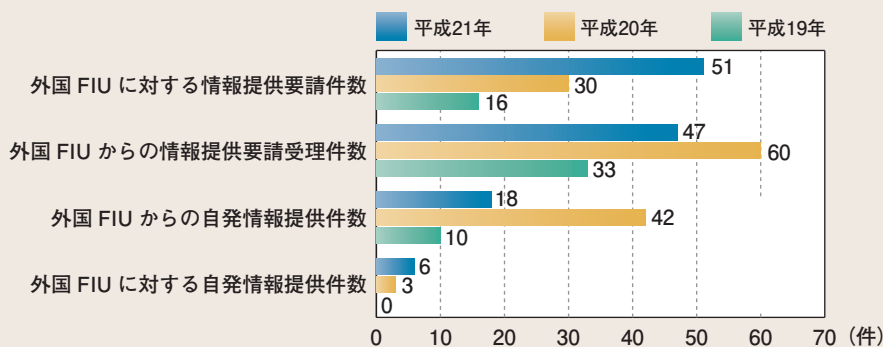
エグモント・グループは、各国FIU<sup>(注)</sup>間の情報交換、専門知識の共有等による協力を目的として設置された国際機関であり、22年1月1日現在、116の国・地域のFIUが加盟している。国家公安委員会・警察庁は、我が国におけるFIUとして同グループに加盟し、各種会合へ職員を派遣して、非加盟国への支援等の活動に参画している。

### ② 外国FIUとの情報交換

#### ア 情報交換の状況

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの密接な連携の下、保有情報を交換することが必要である。国家公安委員会・警察庁では、エグモント・グループの活動、外国FIUとの協議等を通じて連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

図-25 外国FIUとの情報交換状況の推移



#### イ 情報交換枠組みの設定の状況

国家公安委員会・警察庁では、外国FIUと疑わしい取引に関する情報を交換するため、外国FIUにおける当該情報の使用方法等について定めた枠組みの設定を推進しており、21年中には、新たに3か国のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定した。

表-6 FIU間の情報交換枠組みを設定済みの20の国・地域

設定年	設定国
19	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
20	スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
21	パラグアイ、フランス、カタール



カタールFIUとの情報交換のための枠組みの設定

注：Financial Intelligence Unitの略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。日本のFIUは、JAFIC(Japan Financial Intelligence Center)と呼ばれ、国家公安委員会・警察庁が担当している。



## (10) 海外の警察に対する支援

海外の警察に対する支援により、外国治安機関の犯罪対処能力を向上させることは、相手国の治安対策上有効であることはもとより、その国が国際犯罪の温床となることを防ぎ、日本を含む関係国の治安対策にも資するものである。また、支援を通じて、相手国の治安機関と良好な関係を築くことができ、国際犯罪対策に関する協力が更に促進されることも期待できる。

警察では、我が国の警察の特性を生かし、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、知識・技術の移転による海外の警察に対する支援を推進している。

### ① インドネシア国家警察改革支援プログラム

警察庁では、平成13年以降、JICAの協力の下、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施するとともに、職員を全体の統括責任者である国家警察長官政策アドバイザー兼プログラム・マネージャーとして派遣している。このプログラムの中核事業である市民警察活動促進プロジェクトは、メトロ・ブカシ警察署及びブカシ県警察署をモデル警察署として、交番制度、犯罪鑑識、通信指令システム等に関する支援の成果を全国に波及させることを目的としている。



交番における指導風景

### ② フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム

警察庁では、従来から、犯罪鑑識及び初動捜査の分野に専門家を派遣しており、18年夏からは指紋自動識別システム（AFIS）<sup>（注）</sup>運用強化プロジェクトを実施している。

また、フィリピンでは邦人が被害者となる事件が続発していることや、同国が我が国で押収される違法銃器の主な仕出国となっていることから、20年秋には、銃器対策能力向上プロジェクトを加えたフィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラムを開始した。

フィリピン国家警察に対するこれらの支援全体を統括調整するために、警察庁から職員を国家警察長官アドバイザーとして派遣している。

### ③ 専門家の派遣

警察では、上記事例のほか、タイ、マレーシア、ブラジル等に専門家を派遣して交番制度、犯罪鑑識、薬物対策等の分野で知識・技術の移転を図っている。21年中には、上記事例も含め、30人の専門家を派遣し、派遣者数は、継続派遣中の者と合わせ43人となった。



鑑識技術の指導風景

### ④ 研修生の受入れ

警察では、警察運営、交番制度、犯罪鑑識等の分野における知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、研修生の受入れ体制を整備し、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。21年中には、39回の研修で284人の研修生を受け入れた。



国際警察センターにおける研修風景

注：Automated Fingerprint Identification System

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少を続けているものの、国民の治安に対する不安は依然として払拭されていない。この特集において取り上げた犯罪のグローバル化は、経済のグローバル化等の負の側面として急速に進んでおり、治安に対する重大な脅威となっている。

経済がグローバル化した世界で、企業は、一国だけでなく世界中から、安価で高品質な原材料・部品等を調達し、世界最高水準の製品を製造することなどを目指している。一方、国際犯罪組織も、企業と同様、世界各地に活動拠点を構築し、ネットワークを拡大させるなどして、容易かつ効率的に犯罪を敢行することをもくろんでいる。

このような状況に的確に対応するためには、警察において、先手を打った対策を取ることが重要であり、捜査手法の高度化や関係機関との緊密な連携等により、国際犯罪組織に対抗するためのツールを充実強化していかなければならない。また、警察組織の総力を挙げて、我が国のいかなる地域においても犯罪のグローバル化に的確に対応できる態勢を整え、発生した事件の処理のみにとどまることなく、国際犯罪組織のネットワークやインフラ等を解明し、国際犯罪組織を確実に弱体化・壊滅していくことが重要である。

また、犯罪のグローバル化への対応は、我が国一か国だけの問題ではない。例えば、ある国における対策が脆弱であると、その国が国際犯罪組織の標的となり、ひいては、そこから、世界的規模で犯罪の脅威にさらされるおそれが出てくることから、外国治安機関との緊密な連携が重要である。

そこで、警察では、犯罪のグローバル化に対抗するための手段の構築、国内関係機関との連携、外国治安機関とのグローバルな国際協力体制の構築等を図るなどして、犯罪のグローバル化に対する日本警察の戦い方を再構築していくこととしている。

## 1 犯罪のグローバル化に対抗するための手段の構築

国際犯罪組織の弱体化・壊滅を図るためには、入国管理局や税関等、国内関係機関との連携を強化して、水際対策を徹底していかなければならない。例えば、ICPO 国際手配被疑者に対する入国管理局における慎重な上陸・在留審査等を通じて、危険な逃亡被疑者が我が国に入国することなどを阻止していく必要がある。

また、平成18年の入管法改正により、来日する旅客等に関する情報の事前提出が義務付けられたが、出国する旅客等に関する情報の提出を義務付ける仕組みがないため、我が国で犯罪を敢行し外国へ逃亡した被疑者の迅速な追跡が困難な状況にある。「逃げ得」を許さないためには、被疑者判明後の入国管理局に対する迅速な手配を実施するとともに、出国後に被疑者であることが判明した場合における出国状況の迅速な把握を可能とする手段を構築し、国外逃亡被疑者の迅速な検挙を推進していかなければならない。

さらに、現行法上、規制薬物の捜査手法として税関手続の特例が認められているコントロールド・デリバリーをその他の禁制品に適用することが可能であれば、国際犯罪組織に対する外国治安機関との共同オペレーションを行う際に、有効な捜査手法として活用ができる。

このような、グローバルな犯罪を捜査する上での課題の解決に向けて、今後、関係機関と連携・協議していくことが重要である。

## 2 関係機関・団体等との緊密な連携

警察では、一部のヤードが犯罪の温床となっている状況がみられることから、盗品の解体・不正輸出や不法滞在者の稼働・い集場所等として悪用されているヤードについては、その取締りを徹底するなど、対策を推進している。また、ヤード対策を徹底するためには、関係機関と連携し緊密な情報交換を行い、ヤードの実態把握を推進していく必要がある。

また、少子・高齢化の急速な進展により、本格的な人口減少時代が到来する中、社会の活力を維持しつつ、持続的な発展を図っていくため、外国人受入れが積極的に推進されているが、外国人が我が国において円滑な日常生活を営み、犯罪に巻き込まれることなどがないようにするとともに、外国人集住コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止を推進するため、関係機関・団体等と緊密な連携を図っていく必要がある。

## 3 グローバルな国際協力体制の構築

国際犯罪組織によってグローバルに展開される犯罪に対しては、これを取り締まる側においてもグローバルな包囲網を構築する必要がある。国際組織犯罪のスピード・匿名性・広域性等といった捜査遂行上の壁を乗り越えていくためには、外国治安機関との信頼関係を構築し、迅速かつタイムリーな捜査連携を図っていくことが重要である。我が国と外国治安機関との間での国際捜査担当責任者間の直接連絡・交流の活性化等を通じて、外国治安機関と平素から国際犯罪組織の動向や実態に関する情報の収集・共有に努めるとともに、各国が保有する国際犯罪組織に関する情報を共有するためのコンタクト・ポイント・ネットワークシステム等を導入し、事件発生時においては、リアルタイムな共同オペレーションを実施するなど、捜査協力の高度化を図っていかねばならない。特に、地理的にも経済的にも関係が深く、来日外国人犯罪の国籍・地域別の検挙状況において上位を占める中国及び韓国との協力が重要であることから、中国及び韓国を始めとする東アジアにおける国際連携を強化していく必要がある。

## 4 終わりに

警察は、社会経済情勢に伴い変化する犯罪に対して、困難を乗り越えつつ、対応してきた。

我が国の治安に変化をもたらした要因の一つは、異質かつ残虐な外国人犯罪集団の流入であるが、この外国人犯罪が今、大きく変質を遂げようとしており、これが我が国の治安に新たな地殻変動を引き起こす要因となりかねない。世界的規模で活動する犯罪組織は、世界各地にネットワークやインフラを構築する過程で新たな犯行手口を取り込んでいる。こうした犯罪組織の我が国への浸透は、国内の伝統的な犯罪集団に対して、これらのネットワークやインフラを提供し、新たな犯行手口を知らしめることとなり、「犯罪ビジネスモデル」を再構築させ、新手の犯罪を取行させかねない。このように、国際犯罪組織の我が国への浸透にとどまらず、国内の犯罪組織の変質をももたらす犯罪のグローバル化は、国内治安の「正面の脅威」となる危険性がある。したがって、この新たな脅威である犯罪のグローバル化に対して、今後、組織の総力を挙げて、的確に取り組んでいくことが求められる。

警察は、時代の変化の兆しを鋭く見通し、柔軟かつ斬新な発想で、具体的な対策を編み出し、その取組みを集中的に推進することにより、犯罪のグローバル化という治安に対する重大な脅威に的確に対応し、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を果たしていかなければならない。



# 警察活動の最前線



熊本県警察  
ゆっぴー

## 犯罪のグローバル化に適応した警察官を目指して

熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課

わた なべ つね お  
渡邊 恒雄 巡査部長

私は、平成21年春、国際犯罪の捜査を行う特捜係に着任しました。

熊本県警においては、これまで、暴力団が介在する偽装結婚事件を始め、不法入国・不法滞在事件、総額50億円を中国に送金した地下銀行事件等、多くの事件を摘発しています。

正に、国境を跨ぐ「犯罪のグローバル化」が、私たちの日常にごく近いところで進行しています。

県内には、外国人が数多く居住する特定の地域はありませんが、外国人が関連する事件や情報等の収集・分析を行った結果、来日外国人と暴力団等犯罪組織のネットワークの態様が判明しつつあります。

利害さえ一致すれば国の内外を問わず結託して犯罪を敢行する犯罪組織は、日本の国益を害する悪質なものであり、決して看過することは出来ません。私は、これまで培ってきた捜査のノウハウを生かし、犯罪のグローバル化に的確に対応できる警察官を目指し、また、国際的な犯罪組織の壊滅に向け、日々捜査能力を磨きながら闘っています。



栃木県警察  
ルリちゃん

## Como é o Japão comparando com o seu país?

栃木県小山警察署生活安全課

すず き ち さと  
鈴木 知里 警部補

「Como é o Japão comparando com o seu país?」（あなたの母国と比べて、日本はどうか？）

当署管内には、南米出身の日系外国人が数多く居住しており、外国人集住地域対策を担当する私は、彼らに対する講話の最初に、必ずポルトガル語で質問しています。

私は、1年間ほど南米で暮らした経験がありますが、現地では疎外感を覚えることが多く、また、警察官さえも身近な存在ではありませんでした。海外に居住した経験を踏まえながら、警察官として、外国人が抱える様々な不安や悩み、トラブルの解消の手助けに携わることに、とてもやりがいを感じています。

外国人は、なかなか日本の社会になじめず、不況により就業環境等も厳しくなっています。彼らの心情に思いをはせながら、これからも地域社会の一員として共に安全に安心して暮らせるよう、生活安全情報の発信や交通安全教育の実施等に努めていきたいと思っています。そして、いつまでも彼らの答えがこうであることを願っています。

「O Japão é seguro !」（日本は安全です！）

